

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

実績又は現況	<p>A) 品質ポリシー及び品質マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質ポリシーの策定・公表（2014 年 4 月） ・品質マニュアルの策定・公表（2014 年 8 月）、改訂（2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月、2025 年 10 月） <p>B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書</p> <p>品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特許・実用新案審査基準」（審査の基本的な考え方を示した文書） ・「特許・実用新案審査ハンドブック」（審査業務に当たり必要となる事項等を示した文書） ・「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」（国際調査及び国際予備審査の業務手順や判断基準について解説した文書） ・「PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン」（WIPO が作成した国際調査及び国際予備審査において従うべき手順に関する指針の日本語仮訳文書） ・「面接ガイドライン【特許審査編】」（面接や電話等による連絡の具体的手順を示す文書） <p>C) 検索インデックスの付与のための文書</p> <p>受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与するため、FI 及び F タームについては、「FI 分類表」、「FI ハンドブック」、「F タームリスト」、「F ターム解説」を作成している。これらの文書は技術・出願動向や使用状況、国際的動向等を踏まえ適時メンテナンスを実施している。</p> <p>D) 文書の管理</p> <p>品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、必要に応じて見直し・改訂を行うとともに、隨時利用可能に提供し、適切に管理している。</p> <p>＜品質ポリシー・品質マニュアル＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（2025 年 10 月改訂）品質マニュアルを改訂。先の改訂以降に生じた品質管理システムの変更等を反映させる修正や記載内容の明確化等を行った。 <p>＜審査基準・審査ハンドブック＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（2025 年 5 月改訂）審査ハンドブックを改訂。外国語書面出願・外国語特許出願の翻訳文が逐語訳でなくてもよいことを説明する項目の新設等を行った。 ・（2025 年 6 月公表）審査基準について、ブラウザ環境での閲覧性や検索性等の向上を目的として従来の PDF 版に加えて HTML 版を新たに公表。一括検索機能を追加（2025 年 8 月）、審査ハンドブックの関連箇所へのリンクを追加（2025 年 10 月）。今後より細かな項目へのリンクや関連規定へのリンクを付与する等の改良を予定している。 <p>＜PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（2025 年 5 月改訂）WIPO 標準 ST.14 の規定に整合するよう引用文献の記載要領を改訂。

	<p>E) 文書の一覧表</p> <p>「審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表」（特許／実用新案、意匠、商標の品質ポリシー及び品質マニュアルを含む審査品質管理・審査基準・分類等関連文書についての一覧表）</p>
資料の所在	<p>○品質ポリシー（日・英）（上記 A、D 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html</p>
	<p>○品質マニュアル（日・英）（上記 A、D 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html</p>
	<p>○特許・実用新案審査基準（日・英）（上記 B、D 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html</p>
	<p>○特許・実用新案審査ハンドブック（日・英）（上記 B、D 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html</p>
	<p>○PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック（日・英）（上記 B、D 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/choса-shinsa/pct_handbook.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/pct/choса-shinsa/pct_handbook.html</p>
	<p>○PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン（日本語仮訳）（上記 B 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/choса-shinsa/guideline_pct.html</p>
	<p>○面接ガイドライン【特許審査編】（上記 B 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html</p>
	<p>○日本の特許分類（FI・F ターム）について（日・英）（上記 C 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/fi/index.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/gaiyo/seido-bunrui/index.html</p>
	<p>○特許・実用新案 審査基準 HTML 版（β 版）（上記 D 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/index.html</p>
	<p>○審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表（上記 E 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shihou_taishou.html</p>

評価項目② 審査及び品質管理のための手続の明確性

評価項目名	① 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手續が定められていることを確認する。

実績又は現況	A) 審査の進め方 特許審査官が特許審査を行う際の具体的な手續を「特許・実用新案審査基準」において定めている（「第一部審査総論」等）。
	B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において定めており、PDCA サイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参考すべき文書を明記している。 2025 年 10 月、品質マニュアルを改訂し、上記手順及び担当の詳細に関する記載内容を明確化。 (1) 審査部全体レベルの PDCA サイクル

図 1 : 特許審査の質の維持・向上のためのサイクル (PDCA サイクル) 概念図

資料の所在	○特許・実用新案審査基準 第 1 部審査総論 (日・英) (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html
	○品質マニュアル (日・英) (上記 B 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitsu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitsu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html

評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。

実績又は現況	<p>(制度ユーザーへの公表状況)</p> <p>A) 品質ポリシー及び品質マニュアルの公表（日本語版及び英語版）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「品質ポリシー」の公表及び配布（2014 年 4 月以降） 「品質マニュアル」の公表（2014 年 8 月）及び改訂（2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月、2025 年 10 月） <p>B) 「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介</p> <p>ユーザーとの意見交換において、「品質ポリシー」や「品質マニュアル」等の品質に関する文書や品質管理の取組を紹介している。 (2025 年度の意見交換の実績は評価項目⑪の B を参照)</p> <p>(職員に対する周知状況)</p> <p>C) 庁内インターネットにおける周知</p> <p>庁内インターネットにおいて、「品質ポリシー」や「品質マニュアル」等の品質に関する文書を特許審査部門の職員全員に適切に周知している。</p> <p>D) 研修等における周知</p> <p><研修・説明会></p> <p>職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。内容は随時検討し、対象となる審査官の経験年数や役職等に応じて説明内容を変更する等により、内容の充実化及び改善を図っている。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修・説明会</th><th>受講対象者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査官補コース研修／任期付職員研修</td><td>審査官補心得／審査官補</td></tr> <tr> <td>審査官コース前期研修</td><td>審査官補</td></tr> <tr> <td>審査官コース後期研修（討論形式）</td><td>審査官補</td></tr> <tr> <td>マネジメント能力研修</td><td>新たに上席審査官となった者</td></tr> <tr> <td>応用能力研修 2</td><td>審査官経験 3 年以上の者</td></tr> <tr> <td>新任管理職（決裁者）向け説明会 (年度途中は人事異動に合わせて隨時開催)</td><td>新たに管理職となった者</td></tr> <tr> <td>品質管理官向け説明会 (年度途中は人事異動に合わせて隨時開催)</td><td>品質管理官</td></tr> </tbody> </table>		研修・説明会	受講対象者	審査官補コース研修／任期付職員研修	審査官補心得／審査官補	審査官コース前期研修	審査官補	審査官コース後期研修（討論形式）	審査官補	マネジメント能力研修	新たに上席審査官となった者	応用能力研修 2	審査官経験 3 年以上の者	新任管理職（決裁者）向け説明会 (年度途中は人事異動に合わせて隨時開催)	新たに管理職となった者	品質管理官向け説明会 (年度途中は人事異動に合わせて隨時開催)
研修・説明会	受講対象者																
審査官補コース研修／任期付職員研修	審査官補心得／審査官補																
審査官コース前期研修	審査官補																
審査官コース後期研修（討論形式）	審査官補																
マネジメント能力研修	新たに上席審査官となった者																
応用能力研修 2	審査官経験 3 年以上の者																
新任管理職（決裁者）向け説明会 (年度途中は人事異動に合わせて隨時開催)	新たに管理職となった者																
品質管理官向け説明会 (年度途中は人事異動に合わせて隨時開催)	品質管理官																
<p>研修では、受講者全員を対象に、講義内容の理解度を確認し、今後の研修内容の改善に繋げることを目的にアンケートを実施している。当該アンケートでは、4 段階評価と自由記載を通じて、研修内容への理解度や要望等を把握している。</p>																	

	<p><品質テスト></p> <p>「品質ポリシー」に掲げられる審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の定着・向上を目的として、全審査官を対象に e-ラーニング形式で「品質テスト」を毎年実施している。2025 年度も設問を更新しつつ例年同様に実施し、全審査官が受講（評価項目④の C 参照）。</p> <p>品質テストでは、知識の着実な定着を図るべく、全ての設問中に関連資料等へのリンクを設けて、資料の参照を促す構成としつつ、全問正答を修了要件としている。また、正答率の低い問題については全審査官を対象に改めて解説等を行うとともに、さらに今後の研修等にも活用すべく、各設問の正答率等の情報を関連部署に共有している。</p>
資料の所在	<p>○品質ポリシー（日・英）（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/policies.html</p> <p>○品質マニュアル（日・英）（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html</p> <p>○特許庁職員に対する研修（日・英）（上記 D 関連） https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/syokuin/index.html https://www.inpit.go.jp/english/educate/index.html</p>

評価項目④ 審査実施体制

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況	(特許庁の組織体制、審査の実施体制)	
	A) 特許庁の組織体制	
	特許審査部門は 4 つの部・38 の特許審査室から構成されており、約 130 名の管理職が、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。	
B) 審査官の人員配置		
特許審査の実施体制の整備・強化を図るために、2025 年度も、昨年度と同程度の特許審査官 1668 名の体制を確保している。(推移については、下図を参照)		
図 2 : 五庁の特許審査官数の推移		
(日本のデータの括弧内は任期付審査官数)		
C) 審査官の育成と評価		
<審査官の研修>		
審査官に昇任するためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等に関する所定の研修を受講し、試験等に合格する必要がある。審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識、⑥先行技術文献調査の実務に関する知識、ノウハウ等を習得する、各種研修の受講機会が設けられている。また、審査官の自己研鑽に資するよう、e-ラーニング教材でも提供している。		
<品質テスト>		
審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の向上に役立てるべく、全審査官を対象に全問正答を修了要件とする「品質テスト」を毎年実施している。		
2025 年度の品質テストにおいては、2024 年度より開始した特許出願非公開制度に関する知識を問う設問や、最新の審査基準・品質管理に関する取組、除くクレームに関する適正な判断、刷新した審査・品質管理ツール等への理解を深める設問を出題している。		

<審査官の人事評価>

国家公務員の人事評価制度に従い、審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制ごとに定められた観点に基づいて能力評価が行われている。加えて半年に一回、審査の質の維持・向上に向けて努力すべく、所属する審査長単位(各審査室)の課室目標に沿った個人目標を設定し、その達成状況に基づいて業績評価が行われている。いずれの評価結果についても、必要に応じて審査官にフィードバックしている。

D) 先行技術文献調査事業の活用

先行技術文献調査事業では、登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、以下の取組を行っている。

1. 全件について、サーチ結果の審査官による評価及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック
2. 上記 1. の評価結果に基づく審査長等による当該機関との 4 か月ごとの協議
3. 登録調査機関の選定における、上記 1. の評価結果の考慮
4. 新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対する、OJT を利用した審査官による直接育成
5. 特許庁で作成した技術分野別のサーチガイドライン等の共有

<検索外注の形態>

本事業では、審査効率と、審査の質の維持・向上のため、登録調査機関の調査業務実施者が審査官に調査結果を報告する「対話型」検索外注の納品形態を、オンライン形式を基本として実施している。

また、テレワークとの親和性を高めるため、調査業務実施者による口頭での説明を不要とする形態で導入した「補充型」検索外注について、**2025 年度は発注件数の 20%を実施 (2024 年度の 20%を維持) する。**

検索外注の品質・効率のさらなる向上を目的として、審査官が登録調査機関の調査業務実施者から事前に本願発明の技術内容及び検索方針に関する説明を受け、適切な検索の方向性を指示する「事前指示型」の検索外注を 2023 年度より試行的に導入した。**2025 年度は「事前指示型」に代えて、全審査官を対象として、調査業務実施者からの相談に応じ、技術事項の検索要否等を指示する事前対話を積極的に行うことができる「事前相談型」の検索外注の試行を実施している。**さらに、登録調査機関へのヒアリング、調査業務実施者のサーチ結果の分析等を通じ、検索業務効率化の方策を検討している。

<外国語特許文献検索の外注>

近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性が高まる中、**2025 年度は検索外注の計画件数のうち、以下表のとおり、国内特許文献だけでなく、外国語特許文献も調査対象として検索外注を行う。**

表 1：検索外注の計画件数

	2025 年度計画	(参考) 2024 年度計画
計画件数	12.0 万件	12.6 万件
うち英語特許文献検索	9.2 万件 (計画件数の約 77%)	8.5 万件 (同 約 68%)
うち中韓特許文献検索	2.8 万件 (計画件数の約 23%)	2.3 万件 (同 約 19%)
うち独語特許文献検索	3.8 千件 (計画件数の約 3%)	7.3 千件 (同 約 6%)

また、外国語特許文献検索のリソースを適切に配分するべく、AI 等を活用しつつ、外国語特許文献検索の有効性の高い案件の選別についての検討も行っている。

E) 先端技術への対応

世界最速・最高品質の特許審査の実現のためには、審査実務能力の向上が必須であり、最新の技術知識を習得し、継続して更新していくことが必要である。審査官は学会や展示会等への参加、特許出願技術動向調査、企業との意見交換等を通じて最新の動向を把握するとともに、**AI 技術等を業務に活用するよう努めている。**

<学会等への参加>

最新の技術知識の習得を図るべく、多くの審査官が国内外の学会やセミナーへ積極的に参加している。2025 年 4 月~12 月には 148 の学会・セミナーに延べ 432 人の審査官が参加（昨年同期は 142 の学会・セミナーに延べ 431 人の審査官が参加）。下半期にかけては、外部講師による技術研修も複数回実施する予定。

<特許出願技術動向調査>

最新の技術動向に関する情報の収集のために、2025 年度は、注目度の高い下記の技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。調査結果は審査にも活用される。

- ・核融合発電
- ・低炭素燃料エンジン
- ・乳酸菌入り食品
- ・サイバー攻撃検知技術～不正侵入・マルウェア等の検知に向けた情報セキュリティ技術～

<AI 関連発明等の先端技術の審査のための対応>

先端技術に関する効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 関連発明については、管理職員等と AI 担当官（AI 技術・審査に知見を有する特許審査官）から構成される AI 審査支援チームが担当技術分野を超えて連携し、最新の AI 関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有等を行っている。さらに、AI 担当官は、AI 関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部門の知見を集約し、AI 審査支援チーム外の審査官からの相談に応じるだけでなく、審査官向けの研修を実施することで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っている。AI 担当官を全ての審査室に原則 1 名ずつ配置するために、AI 担当官を 13 名から 39 名に増員した（2023 年 10 月）ことにより、AI 関連発明を審査する審査官と AI 担当官との協議が活発化しており、AI 関連発明の審査の質の向上が図られている。

また、2024 年 4 月 1 日には、AI 関連技術について研修・助言を行う AI アドバイザー（外部有識者）を設置した。AI アドバイザーによる審査官向けの技術研修を行っており、最新の AI 関連技術に関して審査官の知見向上を図っている。また、AI アドバイザーと AI 担当官との意見交換も実施しており、日頃の審査における疑問点等について意見交換を行っている。

第 17 回審査基準専門委員会ワーキンググループ（2023 年 12 月開催）において審議された、AI 関連技術に関する新規の仮想事例（生成 AI や MI に関する事例を含む 10 事例）が、「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加・公表された（2024 年 3 月）。審査事例の国内外への情報発信を行っている。

<生成 AI 技術等の審査業務への適用>

2024 年 6 月に経済産業省の生成 AI サービスがリリースされ、特許審査部門において、審査官が生成 AI 技術を業務に利用することが可能となった（ただし、未公開案件に関する情報を除く）。

また、世界最高水準の審査実施体制とすべく、審査業務における生成 AI 技術の活用方法を検討している。

さらに、生成 AI の利活用促進を目的とした懸賞金付きプロジェクト「GENIAC-PRIZE」（2025 年 5 月開始）において、特許審査業務の効率化をテーマに企業等による生成 AI サービスの開発・応募がされているところ、応募された生成 AI サービスが生成した成果物の審査を特許審査官が行う予定。

F) 中長期目標と、世界最高水準の審査実施体制の達成状況

特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、2014 年に 10 年目標（政府目標）として以下の 2 項目を設定し、2023 年度にこれを達成。2024 年度も引き続き達成した。

目標① 一次審査通知（FA）までの期間を「平均 10 か月以内」

2024 年度：9.1 か月（2023 年度：9.4 か月）

目標② 特許の「権利化までの期間※」（標準審査期間）を「平均 14 か月以内」

2024 年度：13.0 か月（2023 年度：13.8 か月）

※出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

また、以下表のとおり、権利化までの平均期間は世界最高水準を維持している。

表 2：五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2023 年平均）

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
JPO (日本)	9.4か月	13.8か月
USPTO (米国)	20.3か月	24.8か月
EPO (欧州)	5.0か月	24.9か月
CNIPA (中国)	13.2か月	16.0か月
KIPO (韓国)	16.1か月	20.1か月

なお、審査着手時期のばらつきを抑え、着実な審査業務管理を行うため、2024 年 4 月に審査室の再編成及び審査室間での担当技術分野の移管を行うことで、適切な案件配分となるよう調整を行った。革新的な技術や代替技術が次々と生まれ、出願動向が大きく変化するようになっている中においても、審査着手時期を平準化できるような柔軟な審査体制を構築している。

○特許庁の幹部名簿（日・英）（上記 A 関連）

<https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/kanbu.html>

<https://www.jpo.go.jp/e/introduction/soshiki/kanbu.html>

○特許行政年次報告書（日・英）（上記 B 関連）

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/index.html>

<https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/nenji/index.html>

○特許庁職員に対する研修（日・英）（上記 C 関連）

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/syokuin/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/english/educate/index.html>

○e ラーニング教材の開発と閲覧サービス【IP ePlat】（上記 C 関連）

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/ipeplat/index.html>

資料の所在

○人事評価ガイド「制度全般編」（内閣人事局・人事院）（上記 C 関連）

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/r0504_seido_zenpan.pdf

○登録調査機関について（先行技術文献調査のプロ集団）（上記 D 関連）

https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/touroku_chousa.html

○AI 関連発明に関する審査環境の整備について（上記 E 関連）

https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_seibi.html

○AI 関連技術に関する特許審査の事例について（日・英）（上記 E 関連）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei_e.html

○人工知能（AI）技術の活用に向けた取組（日・英）（上記 E 関連）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/index.html

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/sesaku/ai_action_plan/index.html

○生成 AI の社会実装に向けたプロジェクト「GENIAC-PRIZE」を開始します（上記 E 関連）

<https://www.meti.go.jp/press/2025/05/20250509002/20250509002.html>

○特許出願技術動向調査（上記 E 関連）

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

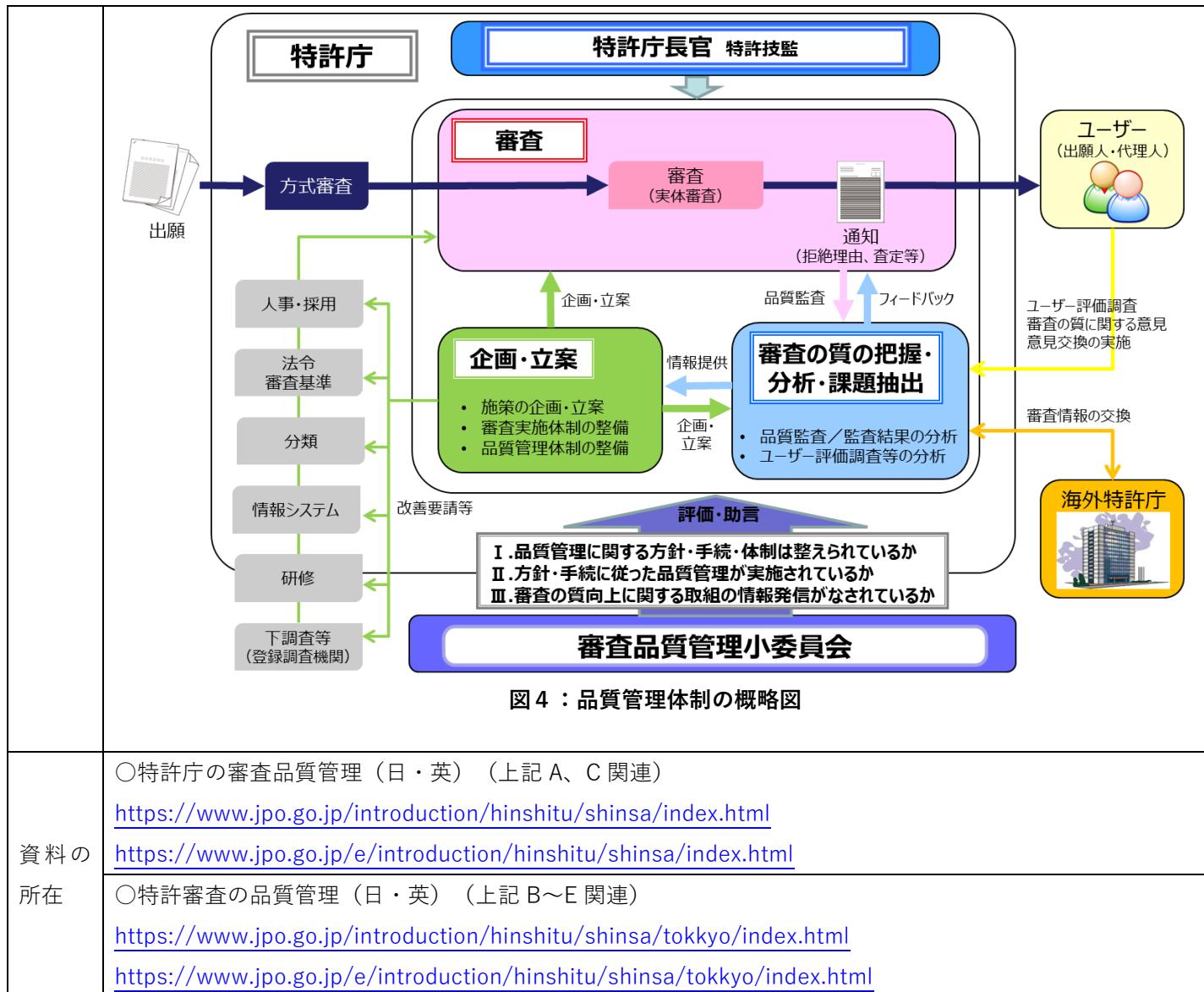
○特許庁が達成すべき目標（上記 F 関連）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/mokuhyou/index.html>

評価項目⑤ 品質管理体制

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者的人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況	(特許庁の品質管理体制)
	A) 責任者としての長官・特許技監
	審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官と特許技監が責任者となっている。
	B) 審査業務を実施する各審査部・各審査長単位
	各審査部の部長及び各審査部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が特許審査を行っている。
	C) 品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質管理室
<p>品質管理室は、特許審査の品質管理に関する以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、審判情報の活用等）の企画・立案 ・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集等） <p>品質管理室職員 5 名、調査員 40 名の体制で、分析・評価をサポートするための各種ツールを内製し、効率的・効果的な分析を行っている。</p>	
D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会	
<p>品質管理庁内委員会は、審査長等の管理職から選ばれた委員長と、各審査部 3 名の委員の合計 13 名から構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析・評価 ・上記分析・評価により明確化された課題の報告 ・品質監査に関するデータや分析結果の各審査部・各審査長単位へのフィードバック ・調整課品質管理室が企画・立案する各種施策に対しての助言 	
E) 審査の質の管理を行う品質管理官	
<p>品質管理官（①総括担当、②技術単位担当）は、担当する技術分野における高度な知識や判断力を有する管理職経験者又は審査官から選任され、審査の質の管理のため、それぞれ以下の業務を行っている。</p> <p>①品質管理官（総括担当）4 名：各審査部内の案件を横断的に担当し、専業として拒絶理由の論理構成及び起案の的確性を中心とした品質監査を行う。効率的な監査の実施のため、調査員のうち、特に審査実務に関し高度な知見を有する 20 名を監査業務の補助に割り当てている。</p> <p>②品質管理官（技術単位担当）92 名：より専門的に各技術単位の案件を担当し、審査業務を含む全業務のうち約 30%を品質管理官としての業務に充て、サーチも含めた品質監査を行う。</p> <p>品質監査の結果は、各審査部・各審査長単位の管理職や審査官にフィードバックしている。また、品質管理官の業務におけるテレワーク体制を整備し、未公開案件に関する業務を除き、テレワークでの業務も可能である。</p>	



評価項目⑥ 品質向上のための取組

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績又は現況	<p>特許庁では、翌年度に実施をするべき特許審査の取組を年度末に計画し、上半期末にその実施状況を評価して課題を明らかにするとともに下半期の取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果を翌年度の取組の策定に活用している。</p> <p>以下、2025 年度に計画し、実施している特許審査の品質向上のための取組のうち、主なものを示す。</p>
	<p>A) 決裁</p> <p>決裁者（管理職）は、審査官が作成した拒絶理由通知等の書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方をチェックする。決裁におけるチェック手順はガイドラインとして内部文書に定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁者は、決裁時において起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差戻しを行い、再起案させるとともに指導を行っている。 ・品質管理室は、新たに決裁を行う新任管理職等を対象として、決裁時に留意すべきポイントについての説明会を実施している（評価項目③の D 参照）。 <p>2025 年 4 月、決裁におけるガイドラインを改訂し、決裁者が各審査官の審査の質の状況を把握するために各審査官の品質関連情報を確認することや、決裁時に必要に応じて審査官に協議の実施を促すことを明記した。</p> <p>B) 決裁前のチェック</p> <p>決裁者の決裁を補完するため、以下のとおり決裁前のチェックを各審査部・審査室において実施し、質の保証を図っている。</p> <p>＜技術情報管理官によるチェック＞</p> <p>特許査定、国際調査及び国際予備審査における起案書の全件について、技術情報管理官（担当技術分野の分類や PCT 出願の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）が、起案書に記載されたサーチ範囲、付与分類の妥当性及び形式的不備のチェックを行っている。</p> <p>＜グループ長等の決裁を補助する者によるチェック＞</p> <p>拒絶理由については、必要に応じてグループ長等の決裁を補助する者が起案書に記載されたサーチ範囲や判断の妥当性及び起案の明確性等のチェックを行っている。</p> <p>＜品質管理官（技術単位担当）によるチェック＞</p> <p>決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件について、サーチ、判断の妥当性及び起案の明確性等について精査を行っている。さらに、チェック結果を担当審査官にフィードバックし、サーチや判断を含む審査の質に関する情報を提供している。当該チェックにおいては、2025 年度も引き続き、前年度の品質監査の結果を踏まえ、特許査定の他、各審査長単位でサーチ漏れ等を指摘される割合が比較的高かつた起案種別を主な対象に重点的にチェックを実施する等、個々の課題に応じたきめ細かな形態とし、2025 年 4 月～12 月に 1,587 件のチェックを実施した（昨年同期 1,746 件）。</p>

C) 審査官間の協議を通じた知識共有

判断基準や検索範囲が適切か否かを確認し、審査官相互の知識を共有するとともに、審査官間の判断の均質性を高めることを目的に、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施している。それぞれの協議により共有されたサーチノウハウ等については、FI ハンドブックや府内イントラネットを通じて組織的に情報の共有を図っている。

2024 年度は、審査官同士の協議をより効果的なものとすることに加え、審査官の自発的な協議をより推進するため、協議の工夫等を紹介する Tips 集を作成した。作成にあたっては審査官からの意見を公募する形とし、作成段階から審査官への意識付けを促した。加えて、審査における各プロセスにおいて協議を実施するまでのポイントを整理する、他の審査室に所属する審査官からの協議の求めに対応する担当審査官を各審査室に設ける等、審査官同士の活発な議論・情報交換を促している。

これらの取組の結果、2025 年 4 月～12 月には、全体で 17,478 件の協議が実施された（昨年同期 21,592 件）。うち、審査官が自発的に行った協議は 13,495 件であった（昨年同期 15,537 件）。

＜必須協議案件＞

最新の技術動向を踏まえ、AI 関連発明等、特定の案件において協議を必須としている。

2025 年度は主に以下の案件が対象。

- ・日米協働調査試行プログラムの案件（全件）
- ・事業戦略対応まとめ審査の対象となる案件（全件）
- ・異動者・審査官新規昇任者が審査する案件（該当者が審査する案件のうち所定割合の案件）
- ・3 回目以降の拒絶理由を通知する案件（特定の条件を満たす場合）

※以上の案件の被協議者は管理職等

- ・データ関連クレームを含む案件（特定の条件を満たす場合）
- ・マテリアルズ・インフォマティクスに関する発明を含む案件（特定の条件を満たす場合）
- ・AI 関連発明（管理職が協議が必要であると認めたもの）

※以上の案件の被協議者は AI 担当官（評価項目④の E 参照）

＜審査部間の審査の委託＞

2025 年度も引き続き技術の複合化・案件の数的変動に対応しつつ、審査着手時期の平準化を進め、特許審査の迅速性を堅持するため、一定数の案件の審査を審査部間で審査を委託等するとともに、委託元の技術テーマを担当する管理職等をリーダーとする情報共有チームを設置し、技術分野特有の運用・判断基準や分類に関する情報、最新の技術動向等を共有して、審査の質を担保している。

D) 品質関連情報の審査官への提供

各審査官の自主的な審査の質の把握、向上のための参考情報として、以下の品質関連情報を収集し、審査官に提供している。

＜審査に関する統計データ＞

審査官単位の審査に関する各種統計データ（①即特許（拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる）率、②拒絶理由（新規性、進歩性、記載不備等）ごとの拒絶理由通知率等）を審査官に提供している。各審査官は、審査の判断の均質性等を高める観点から、これを利用することができる。また、審査長等は、かかる統計データに基づき審査官を指導している。

審査官自身での管理、審査官同士の連携といった主体的な品質管理を充実化させるとともに、品質関連の統計データ等の情報活用による審査能力の向上を支援するべく、取得可能なデータの種類を協議実施件数等の周辺情報にまで広げたツールを開発し、2024 年度から審査官への提供を行っている。さらに、2025

年度は利用する審査官の意見を踏まえ、従来のツールを刷新し、視認性、操作性等を改善したツールを審査官へ提供した。

＜審査に関する統計データ＞

審査に関する各種統計データ（①審査請求情報や審決情報を含む審査関連データを毎月 1 回、②拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを半期に 1 回、③特許異議申立制度に関する情報を毎月 1 回）を収集・分析して、審査長単位に提供している。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供するとともに指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握にこれを利用することができる。また、審査の質の維持・向上のため、審査と審判で結論が異なった事件を中心に、特許審査部門へのフィードバックを隨時行っている。

E) 検索インデックスの適切な付与

的確なサーチを行うため、登録調査機関等を活用し、受理した全出願に適切な検索インデックス（FI 及び F ターム）を付与している。審査官は、登録調査機関等が付与した検索インデックスをチェックし、必要に応じて改善すべき点をフィードバックする等、付与精度の維持に努めている。

また、外国特許文献への検索インデックスの付与、国内特許文献の再解析に AI 技術を活用しており、更なる精度向上を図っている。

さらに、生成 AI 技術を活用して、新たな検索インデックスを自動的に生成し、かつ、生成した検索インデックスを自動的に付与する取組を進めており、今後は対象とする技術分野・文献規模を拡大するとともに、審査官へ当該検索インデックスの利用を促進する予定。

F) サーチスタイルの変革

＜サーチに関する知識の共有＞

新規分野担当者の早期立ち上げ等に技術分野ごとにサーチガイドラインを活用し、同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有している。また、協議等で得られた共有すべきノウハウは適宜庁内インターネットに書き込むことで、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を図っている。

さらに、サーチスタイルのさらなる変革を促すべく、審査業務における経済産業省の生成 AI サービス（評価項目④の E 参照）の活用方法を審査官同士のディスカッション等を通じて検討している。

＜サーチツールの機能強化＞

世界の特許文献数が増加する中、サーチ品質を維持するためには、サーチスタイルの変革が急務であることから、AI 技術を活用した検索機能（概念検索、類似度順ソート等）を有するサーチツールについて、研修動画の提供等による審査官への周知を図るとともに精度向上に向けた検証を進めている。2025 年度は、審査官から寄せられた機能改善を取り込み、先行技術調査に役立つレポート作成機能等、ペーパーレス審査に資する電子データならではの利点を追求したツールを開発し、審査官への提供を開始した。

G) 外国特許文献等のサーチの拡充

管理職が選定した技術分野においては、特許査定をする前に少なくとも 1 度は外国特許文献調査を行う取組を行っている。

外国特許文献については、審査官が利用する検索システムにおいて、米国、欧州及び WIPO の英語特許文献、中韓の特許文献について、日本語機械翻訳文を蓄積し、日本語での検索及びスクリーニングを可能としている。また、米国、欧州、WIPO、独国、中国及び韓国の日本語機械翻訳文に基づいて、AI を活用して機械的に分類等を付与し、外国特許文献調査において利用可能としている。さらに、検索外注においても、外国特許文献検索の割合を増加させる等、外国特許文献調査を着実に実施している（評価項目④の D を参照）。

非特許文献については、2 つの府内 DB のほか、一つの府内インターネットからまとめてアクセス可能な約 10 の検索系・約 30 の文献取得系・2 つの辞書系の商用 DB で検索可能としている。

H) 拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けた取組

<起案文例等の審査官への周知>

分かりやすく統一された記載様式に沿った拒絶理由通知書等を発送するために、拒絶理由通知書等の記載様式の要点を定め、審査官に周知するとともに外部に公表している。また、2021 年 2 月にとりまとめられた基本問題小委員会報告書において、起案のイノベーション（分かりやすい起案形式の整備等）を進めるべきことが示されたことを受け、2023 年度よりユーザー・審査官からの意見聴取等を行いながら、分かりやすい起案形式の検討を行ってきた。さらに 2024 年度はユーザーから、出願人にも第三者にも納得感がある審査をしてほしい、除くクレームが乱用されていることを懸念している等の意見が寄せられたことを受け、2025 年 3 月に特許審査における起案の効率化及び判断の適正化に資する汎用文例、説明及び起案文例をまとめた資料を作成し、積極的に活用するように審査官へ周知した。

<起案チェックツール等の活用>

審査官が自身の起案の瑕疵等を発見、修正を行うことを可能とするために、特許審査、国際調査それぞれにおいて、拒絶理由通知等の記載様式に従っていない記載や形式的な瑕疵等を検出する起案支援ツールを提供するとともに、審査官に当該ツールの使用を徹底するよう周知している。さらに、利用する審査官の声を踏まえ、起案の問題点を発見する従来の起案チェックツールに、チェック結果を審査官のコメントと共に決裁者に共有する機能を追加する等、内製開発を継続し、ツールによる審査の質の向上及び業務の効率化を図っている。

また、品質監査や起案チェック等の品質管理業務における生成 AI 技術の活用方法について引き続き検討している。

I) 情報提供制度

特許庁では、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していないこと等について、ユーザーからの情報提供を広く受け付けている。受け付けた情報は審査官に共有され、情報提供を受けた案件の約 70%において、情報提供された文献等が拒絶理由通知中で引用文献等として利用されている。審査に有用な情報の提供を促し、審査の質の向上につなげるために、2025 年 2 月、特許に対する情報提供制度について、ユーザー向けのマニュアル「手引」と、その要点をまとめた「虎の巻」を作成・公表した。さらに、2025 年 9 月、「手引」について、ユーザーからの問合せが多い事項を中心に、内容を明確化する改訂を行った。

J) 面接・電話応対の充実

出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めている。ユーザーとの定期的な意見交換等の場において積極的に面接審査の利用を促すとともに、対面での面接審査が実施しにくい状況においては「オンライン面接」も推奨している。併せて、出願人が使用する建物等に審査官が出張して行う「出張面接」も受け付けている。工場見学も併せて実施することにより、技術への理解を深めている。

電話応対について、審査官がテレワーク中であっても即時にユーザーに電話連絡できるようにするための手段の確立や運用整理を行っている。そして、テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について紹介するリーフレット「DX 時代における特許審査官とのコミュニケーション」を公表する等、審査官とのコミュニケーションのハードルを下げるこを目指している。

2025 年 4 月～12 月の面接・電話応対等の実績は以下の通り。

① 面接審査：1,666 件（昨年同期 1,643 件）

うち出張面接、オンライン面接審査：680 件（昨年同期 817 件）

	<p>② 電話等による応対（応対記録作成件数）：14,832 件（昨年同期 15,092 件）</p> <p>＜特許庁が達成すべき目標について＞</p> <p>2024 年度の審査の質に関する目標として、「コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 65% 以上」とする。」と定められている。</p> <p>⇒ 今年度の「審査の質についてのユーザー評価調査」（評価項目⑦の B 参照）において、コミュニケーションに関する評価は 78.4% であり、目標を達成した。</p> <p>K) 企業のニーズに合わせた支援</p> <p>＜スタートアップ支援策＞</p> <p>資金調達のサイクル等、事業のスピードが早いスタートアップが戦略的に特許権を取得して活用できるようするため、2018 年度から特許審査に関するスタートアップ支援策を実施している。2024 年度から、審査段階におけるスタートアップへのプッシュ型支援を本格的に開始。2025 年度も引き続き、スタートアップに対して、面接活用早期審査やスーパー早期審査等を通じてプッシュ型支援を実施している。</p> <p>＜事業戦略対応まとめ審査＞</p> <p>知的財産を群として取得し活用する企業の事業戦略を支援するため、2013 年から複数の出願を対象として審査着手のスケジュールを調整しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査を実施している。2025 年 4 月～12 月で 16 事業（昨年同期 18 事業）の申請がなされ、173 件（昨年同期 150 件）の特許出願が当該施策の対象となっている。</p> <p>＜INPIT 近畿統括本部の活用＞</p> <p>近畿地域の中堅・中小企業、スタートアップの知的財産を活用した事業展開やビジネスの成長を地域の支援機関等とも連携をしながら後押しするため、2017 年 7 月に大阪に開設した INPIT 近畿統括本部 (INPIT-KANSAI) では、（1）知的財産に関する高度・専門的な支援、（2）高度検索用端末による産業財産権情報の提供、（3）出張面接審査・オンライン面接審査の場の提供といった多面的な支援を実施している。INPIT-KANSAI を活用した出張面接、オンライン面接審査を 2025 年 4 月～12 月で 31 件実施（昨年同期 49 件）。</p> <p>L) 海外知財庁審査官との連携・調和</p> <p>日本国特許庁の審査官は、海外知財庁審査官との審査官協議を実施し、互いの先行技術文献調査の手法や審査実務等についての議論を通じて、信頼感を醸成し相互理解を深化させ、先行技術調査結果・審査結果の相互利用等の推進を図っている。各審査室より、若手も含めた審査官が参加し、特定の技術分野において実案件を使用した協議を行っており、協議の知見共有や事例収集により国際的な審査の質の向上を目指している。</p> <p>＜審査官協議＞</p> <p>2025 年度は、12 月現在において、5 つの国又は地域の知財庁（台湾、中国、フランス、スペイン、ドイツ）との審査官協議を実施済みであり、1 月以降に 2 つの国の知財庁（韓国、欧州）との審査官協議を実施予定。JPO での品質管理に関してプレゼン等による情報発信を行うとともに、相手国の品質管理に関する取組内容を聴取した。</p> <p>＜簡易な審査実務協議＞</p> <p>さらに、2025 年度は、生成 AI 等の近時の技術の急速な進展により生じた審査室からのニーズに迅速に対応する場合等、特許審査部門として海外知財庁の審査実務に関する情報を戦略的に収集する必要がある場合に向けて、オンライン形式による簡易な審査実務協議の実施を開始した。</p>
資料の所在	<p>○特許審査の品質管理（日・英）（上記 A～C 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html</p>

○日本の特許分類 (FI・F ターム) について (日・英) (上記 E 関連) https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/fi/index.html https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/gaiyo/seido-bunrui/index.html
○拒絶理由通知書等の記載様式に関する取組について (日・英) (上記 H 関連) https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/kyozetsu_kisaiyoushiki.html https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/kyozetsu_kisaiyoushiki.html
○情報提供制度 (日・英) (上記 I 関連) https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/index.html https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/johotekyo/index.html
○面接 (出張面接・オンライン面接) について (日・英) (上記 J 関連) https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/junkai.html https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/junkai.html
○DX 時代における特許審査官とのコミュニケーション (上記 J 関連) https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/tokkyo_communication.pdf
○特許庁が達成すべき目標 (上記 J 関連) https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/mokuhyou/index.html
○特許審査に関するスタートアップ支援策について (上記 K 関連) https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html
○事業戦略対応まとめ審査について (上記 K 関連) https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html
○INPIT 近畿統括本部の支援サービス (上記 K 関連) https://www.inpit.go.jp/kinki/index.html
○各国の知財庁との相互理解と信頼関係を深める『審査官協議』とは (上記 L 関連) https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol59/06_page1.html

評価項目⑦ 品質検証のための取組

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績又は現況	評価項目⑥の冒頭に示すように、特許庁では、特許審査の取組を計画し、上半期末にその実施状況をレビューするとともに年度末に最終的な達成状況を評価し、翌年度の取組の策定に活用している。 以下、2025 年度に計画し、実施している特許審査の品質向上のための取組のうち、主なものを示す。
	A) 品質監査 審査官による処分等の一部は、決裁者による決裁後かつ出願人・代理人への発送前に無作為抽出され、品質管理官による監査を受ける。品質管理官は、無作為抽出された処分等が法令・指針等に沿っているかどうかを内部文書として定めたガイドラインに従ってチェックし、その結果を当該処分等を担当する審査官が属する審査長単位の審査長等にフィードバックする。審査長等は、このフィードバックに基づき、必要に応じて審査官に対して指導等を行う。 品質監査の対象案件は、最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知、拒絶査定、FA 特許査定、SA 以降特許査定、国際調査報告及び国際調査機関の見解書、それぞれ 500 件（計 3,000 件）程度である。 効率的な監査の実施のため、品質管理室の調査員のうち、特に審査実務に関し高度な知見を有する 20 名を品質監査業務の補助に割り当てている（評価項目⑤の C 参照）。
	B) 審査の質についてのユーザー評価調査 審査の質の現状や審査の質に対するユーザーのニーズを把握し、施策・取組を改善することを目的としてユーザー評価調査を毎年実施している。ユーザーの協力のもと、前年度の審査の質等について満足・比較的満足・普通・比較的不満・不満の 5 段階で満足度を回答してもらうとともに、自由意見等を回答してもらう。回答結果や寄せられた意見等は審査の質の向上に役立てている。個別案件について意見が寄せられた場合、意見内容を分析し、担当審査室・審査官へフィードバックしている（評価項目⑦C 参照）。 2025 年度も 4 月～6 月に調査を実施。714 者へ回答を依頼し、566 者から回答を得た。

表 3：令和 7 年度特許審査の質についてのユーザー評価調査結果（括弧内は昨年度の調査結果）

	全体評価		判断の均質性についての評価	
	国内出願	PCT 出願	国内出願	PCT 出願
「比較的満足」以上の評価割合	60.7% (60.9%)	59.1% (59.4%)	45.1% (41.5%)	48.7% (47.2%)
「普通」以上の評価割合	95.7% (97.4%)	96.8% (96.8%)	88.1% (85.3%)	93.4% (94.1%)

同調査の自由記入欄において、例年同様「判断の均質性」に関して否定的意見が多くみられるものの、「海外知財庁と比較するとばらつきが少ない」との肯定的意見もみられた。

同調査においては、「判断の均質性」が依然として相対的な評価が低くかつ全体評価への影響が大きいことから、これを引き続き優先的に取り組むべき項目と設定している。

C) 特許庁ホームページ等を通じた個別案件に対する意見受付

審査の質に関するユーザーの意見を収集し、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページやユーザー評価調査等を通じて審査終了後の個別案件に対する意見を受け付けている。

表 4：令和 7 年度上半期に受け付けた審査終了後の個別案件に対する意見数（括弧内は昨年同期の件数）

	国内出願	PCT 出願
不満意見	222 件 (240 件)	42 件 (22 件)
うち第三者の不満意見	26 件 (38 件)	0 件 (3 件)
満足意見	53 件 (35 件)	12 件 (8 件)

「不満意見」について、内容を分析した結果、判断の過ち等、担当審査官の対応・判断等が不適切であると確認されたものについては、担当審査室の管理職及び（ユーザーの同意がある場合は）担当審査官にフィードバックし、審査の質の向上につなげている。

「満足意見」について、内容を担当審査室の管理職及び（ユーザーの同意がある場合は）担当審査官にフィードバックし、審査官のモチベーション向上につなげている。

D) 内外乖離案件、内々乖離案件等の分析

日本国特許庁と海外知財庁（他庁）に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。また、国際調査報告及び国内出願の特許審査の双方を特許庁が行ったにも関わらず、サーチ・審査結果の相違（内々乖離）がある出願等の状況をモニタリングしている。

E) ユーザーとの意見交換

品質管理室では、知財関連団体及び代理人団体と定期的に意見交換を実施し、特許庁における品質管理関連施策がどのような効果をもたらしているか等についてヒアリングを行い、審査の質の検証のための材料としている。（2025 年度の意見交換の実績は評価項目⑪の B を参照）

○審査の質についてのユーザー評価調査報告書（日・英）（上記 B 関連）

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html>

<https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/user/index.html>

○審査の質の向上のための御意見受付（日・英）（上記 C 関連）

<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitsu/hinshitsu-iken.html>

<https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitsu/hinshitsu-iken.html>

資料の所在

評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績又は現況	<p>(分析方法)</p> <p>審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→出願人・代理人等→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析（Check）を実施し、それぞれの課題を抽出している。</p> <p>※審判関連データの分析は審査室単位で実施</p> <p>図 5：審査の質の分析・課題抽出の概念図</p>
	<p>(特許庁内部での評価に基づく分析)</p> <p>A) 決裁前のチェックを通じた分析（Check）</p> <p>評価項目⑥の取組 A、B に関連し、統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うために、決裁のためのガイドラインを適時改訂するとともに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報を蓄積することで、審査の誤りについての分析をしている。また、管理職は決裁時に疑義があり、特に重点的にチェックが必要と判断した案件について、品質管理官等による決裁前のチェックにまわすことができ、そのチェック結果を分析することで、決裁前のチェックの有効性を検証している。</p> <p>[評価・課題抽出] (Act)</p> <p>2024 年度の決裁前に選定した案件の重点的なチェック結果と無作為抽出された案件を対象とする品質監査とを比較分析したところ、いずれの起案種別においても、決裁前の重点的なチェックで問題点を指摘</p>

される割合が品質監査で問題点を指摘される割合より高くなってしまっており、管理職により疑義のある案件が適切に選定されていることが確認された。

[計画と実行] (Plan & Do)

以上により、決裁前のチェックの有効性が再確認されたところ、決裁前のチェックを引き続き実施するとともに、決裁のさらなる補完のため、人員リソースや施策効果の観点から品質管理室の調査員（評価項目⑤の C 参照）による起案チェックの拡充等を検討している。

B) 協議の実施状況の分析 (Check)

評価項目⑥の取組 C に関連し、審査官間の協議の実施状況を収集するとともに、審査プロセスにおける課題等を分析し、また、当該分析に基づき、協議の効果について確認している。

[評価・課題抽出] (Act)

2024 年度の協議の実施状況を分析したところ、協議件数（特に自発的な任意協議の件数）が多いグループにおいて、特許率等のばらつきが小さく、かつ効率的な審査が進められていることが確認された。

[計画と実行] (Plan & Do)

以上の結果を踏まえて、2025 年度も引き続き積極的な協議を促すため、協議環境の整備（評価項目⑥の C 参照）を行うとともに、決裁者が必要に応じて協議の実施を促すよう決裁のためのガイドラインの改訂（評価項目⑥の A 参照）を行った。

C) 品質監査を通じた分析 (Check)

評価項目⑦の取組 A に関連し、起案種別（最初・最後拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定及び国際調査報告）ごとの監査において、それぞれの課題を分析している。また、品質管理官が作成した品質監査に関するレポートにより、各審査部及び各技術単位における質に関する課題を抽出できるようにしている。

[評価・課題抽出] (Act)

2024 年度の品質監査の実施状況を分析したところ、起案種別ごとに特に指摘された問題点の要因として、PCT における国際調査等は「サーチ漏れ」、国内出願における最初の拒絶理由通知は「認定・判断の誤り」、最後の拒絶理由通知は「最後の拒絶理由とすることの誤り」であることが判明した。一方、特許査定に対して問題点が指摘される割合は他の起案種別よりも低かった。

[計画と実行] (Plan & Do)

以上のとおり、質の高い審査のため、サーチや認定・判断が課題として抽出されたところ、協議の促進（評価項目⑥の C 参照）、品質関連の統計データの提供（評価項目⑥の D 参照）等の取組に繋げた。また、「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについて指摘が多かったことを踏まえ、当該誤りは審査官の起案に至る経緯や認定・判断の誤りに起因するものであり、人の目によるチェックが瑕疵低減に効果的であると考えられるところ、人員リソースや施策効果の観点から「最後の拒絶理由通知」を対象とした品質管理室の調査員（評価項目⑤の C 参照）による起案チェックを一部の審査室で試行的に実施し、2025 年度は試行対象を全審査室に拡大した。さらに、「最後の拒絶理由通知」とすることの判断基準をより一層明確化し、当該判断基準について庁内イントラネットを用いて改めて審査官に周知した。

D) 内外乖離案件、内々乖離案件等の分析 (Check) ※隔年で実施

評価項目⑦の取組 D に関連し、要因分析を通じた課題抽出を行っている。

[評価・課題抽出] (Act)

2023 年度の内外乖離案件の分析では、他庁の国内段階において新規性・進歩性を否定する文献が提示されている要因として、国際段階でのサーチ不足が挙げられた。また、内々乖離分析では、国内出願の審査において新たな文献が追加されたケースが多く見られ、国際段階でのサーチ漏れ防止と適切な認定・判断の重要性が改めて確認された。

資料の所在	<p>〔計画と実行〕 (Plan & Do)</p> <p>以上の分析により、質の高い審査のため、サーチ及び認定・判断の質向上が改めて課題として抽出されたところ、協議の促進（評価項目⑥の C 参照）、品質関連の統計データの提供（評価項目⑥の D 参照）等の取組に繋げた。</p>
	<p>(特許庁外部からの評価に基づく分析)</p>
	<p>E) ユーザー評価調査の結果等の外部評価・意見に基づく分析 (Check)</p> <p>評価項目⑦の取組 B に関連し、ユーザー評価調査においては、ユーザーから得た評価を統計的に分析して課題を抽出するとともに、当該調査等を通じて寄せられた個別事例について分析を行っている。</p>
	<p>〔評価・課題抽出〕 (Act)</p> <p>2025 年度ユーザー評価調査の結果、昨年度に引き続き判断の均質性について優先的に取り組むべきとの見解を得ている。特に、進歩性やサポート要件等において判断のばらつきがあるとの意見が寄せられており、これらの判断において均質性向上を図る必要があるとの課題が抽出された。</p>
	<p>〔計画と実行〕 (Plan & Do)</p> <p>以上を受け、協議の推進（評価項目⑥の C 参照）や拒絶理由の条文ごとに均質性の状況を可視化するデータツールの整備（評価項目⑥の D 参照）を進めた。また、ユーザーから寄せられた個別案件意見の分析等を通じて、担当審査官の対応・判断等に不適切な点はないか検証するとともに、担当審査室の管理職等に分析結果をフィードバックしている（評価項目⑦の C 参照）。なお、ユーザー評価調査の結果は特許審査部門の全審査官に周知している。</p>
	<p>F) 審判関連データの分析 (Check) ※審査長単位で実施</p> <p>評価項目⑥の取組 D に関連し、ユーザーが行った審判請求や特許異議の申立に関する情報や審決情報を含む審判関連データ及び拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、審査長単位に提供している。審査長単位では、対応部門との意見交換会も活用しつつ審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、特許審査の現状・改善すべき点を把握に努めている。</p>

評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績又は現況	<p>(①、②の改善状況)</p> <p>品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、適切な管理を継続するとともに以下のとおり必要な改訂や見直しを適時行っている。</p> <p>＜品質ポリシー・品質マニュアル＞</p> <ul style="list-style-type: none"> （2025 年 10 月改訂）品質マニュアルを改訂。先の改訂以降に生じた品質管理システムの変更等を反映させる修正や記載内容の明確化等を行った。 <p>＜審査基準・審査ハンドブック＞</p> <ul style="list-style-type: none"> （2025 年 5 月改訂）審査ハンドブックを改訂。外国語書面出願・外国語特許出願の翻訳文が逐語訳でなくともよいことを説明する項目の新設等を行った。 <p>＜PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック＞</p> <ul style="list-style-type: none"> （2025 年 5 月改訂）WIPO 標準 ST.14 の規定に整合するよう引用文献の記載要領を改訂。 <p>(③の改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理の基本原則等について意見交換を通じた制度ユーザーへの公表、また研修等を通じた職員への周知を継続して実施している。 <p>(④の改善状況)</p> <p>＜先行技術文献調査事業の活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「補充型」検索外注や「事前相談型」の検索外注等、限られたリソースの中で効率向上を目的とした形態での外注を計画し実施している。また、検索外注の品質・効率のさらなる向上のため各種方策を検討している。 <p>＜AI 関連発明等の先端技術の審査のための対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025 年度から AI 関連発明を必須協議案件として設定し、審査官による自発的な協議も含めて、AI 担当官との積極的な協議を実施している。 AI 関連技術に関する仮想の審査事例の追加・公表を行うとともに、AI 関連技術について研修・助言を行う AI アドバイザー（外部有識者）を設置し、庁内向けの研修や意見交換を実施している。 最新技術知識の習得を図るべく、多くの審査官を国内外の学会やセミナーへ派遣した。 最新の技術動向に関する情報の収集のため、今後の進展が予想される技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。 <p>＜生成 AI 技術等の審査業務への適用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024 年 6 月に経済産業省生成 AI サービスがリリースされ、特許審査部門において、審査官が生成 AI 技術を業務に利用することが可能となった（ただし、未公開案件に関する情報を除く）。 世界最高水準の審査実施体制とすべく、審査業務における生成 AI 技術の活用方法を検討している。

・生成 AI の利活用促進を目的とした懸賞金付きプロジェクト「GENIAC-PRIZE」（2025 年 5 月開始）において、特許審査業務の効率化をテーマに企業等による生成 AI サービスの開発・応募がされているところ、応募された生成 AI サービスが生成した成果物の審査を特許審査官が行う予定。

評価項目⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績又は現況	<p>(⑥の改善状況)</p> <p><審査官間の協議></p> <ul style="list-style-type: none"> 審査官同士の協議をより効果的なものとすることに加え、審査官の自発的な協議をより推進するため、協議の工夫等を紹介する Tips 集を作成するとともに、他の審査室からの協議に積極的に協力する担当審査官を審査室毎に設けるなど、審査官同士の活発な議論・情報交換を促している。さらに、決裁者が必要に応じて協議の実施を促すよう決裁のガイドラインの改訂（評価項目⑥の A 参照）を行った。これらの取組の結果、2025 年 4 月～12 月には全体で 17,478 件の協議が実施された（昨年同期の 21,592 件）。 2025 年度も引き続き技術の複合化・案件の数的変動に対応しつつ、審査着手時期の平準化を進め、特許審査の迅速性を堅持するため、一定数の案件の審査を審査部間で委託するとともに、委託元の技術テーマを担当する管理職等をリーダーとする情報共有チームを設置し、技術分野特有の運用・判断基準や分類に関する情報、最新の技術動向等を共有して、審査の質を担保している。 <p><起案文例等の審査官への周知></p> <ul style="list-style-type: none"> 起案のイノベーションを進めるべく、ユーザー（第三者含む）及び審査官からの意見聴取等を行いながら、分かりやすい起案形式の検討を行い、2025 年 3 月に特許審査における起案の効率化及び判断の適正化に資する汎用文例、説明及び起案例をまとめた資料を作成し、積極的に活用するように審査官へ周知した。 <p><品質関連情報の審査官への提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 審査官自身での管理、審査官同士の連携といった主体的な品質管理を充実化させるとともに、品質関連の統計データ等の情報活用による審査能力の向上を支援するべくツールの開発を継続。2025 年度はこれを刷新し、視認性、操作性等を改善したツールを審査官へ提供した。 <p>(⑦、⑧の改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質検証のための取組について昨年度と同様の取組を継続して実施したほか、審査の質の分析・課題抽出により得られた結果に基づき各種取組の改善を図っている。2024 年度は品質監査において「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについて指摘が多かった点を踏まえ、品質管理室の調査員を活用した起案チェックを一部の審査室で試行的に実施し、2025 年度からは試行対象を全審査室に拡大した。さらに、「最後の拒絶理由通知」とすることの判断基準をより一層明確化し、当該判断基準について府内イントラネットを用いて改めて審査官に周知した。

評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信

評価項目名	III. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
評価の目的及び観点	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。

実績又は現況	<p>A) 特許庁ホームページ等を通じた情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁ホームページにおいて、審査品質管理に関するページを掲載し、情報発信を行っている。 審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明するとともに、小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページに掲載し、情報発信を行っている。 審査の質についてのユーザー評価調査に関し、報告書をホームページにて掲載するとともに、各種刊行物や広報誌等を通じて情報発信を行っている。 Youtube の「JPO Channel」において、特許庁のイベント、セミナー、海外向け英語版動画等を配信しており、2025 年度は特許庁における特許審査の品質管理システムを解説する動画を公開した。 <p>B) ユーザーとの意見交換会における情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザーとの意見交換の場で、特許庁における品質管理関連の取組についての情報発信及び質疑応答を通じ、相互の信頼関係の構築に努めている。 特許審査部門においてはユーザーとの意見交換（企業コンタクト）を定期的に実施しており、2025 年 4 月～12 月実績は計 111 件で、国内 93 件（うち中小企業 16 件）、海外 18 件であった（昨年同期は計 122 件で、国内 98 件（うち中小企業 18 件）、海外 24 件）。 品質管理室は知財関連団体及び代理人団体と定期的に意見交換を実施し、ユーザーニーズの把握に努めている（2025 年 3 月、9 月に計 4 回開催）。 <p>C) 国際会合等における情報発信</p> <p>国際会合等に出席し、JPO の審査体制・品質管理システムについて情報発信することで、JPO の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。</p> <p>2025 年度の国際会合の主なものは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>五府副長官級会合</u>（2025 年 4 月） <u>五府長官会合</u>（2025 年 6 月） <u>WIPO 加盟国総会</u>（2025 年 7 月） <u>日 ASEAN 特許庁長官会合</u>（2025 年 8 月） <u>南アフリカ企業・知的財産委員会 (CIPC) 及びエジプト知的財産庁 (EGIPA) と長官級会談</u>（2025 年 8 月） <u>EPO 長官バイ会合</u>（2025 年 9 月） <u>三極特許庁長官・ユーザー会合</u>（2025 年 10 月） <u>PCT 国際機関 (PCT-MIA) 会合、品質サブグループ会合</u>（2025 年 10 月） <u>五府第三作業部会 (WG3) 等会合</u>（2025 年 11 月） <u>第 43 回三極特許庁長官会合</u>（2025 年 11 月） <p>D) 国際審査協力を通じた情報発信</p> <p>海外（特に新興国）の知的財産庁の職員（主に特許審査官や品質管理担当者）に対して、審査官の派遣及び受入、品質管理担当者を含む実務者の派遣及び受入、研修の実施等を利用して、日本国特許庁 (JPO) の</p>

品質管理システムを紹介することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。

2025 年度の主な実績は以下の通り。

＜途上国向け知的財産研修（JPO/IPR 研修）等の実施＞

インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、カンボジア、ラオス、バングラデシュ、インド、ブラジル、トルコ、ケニアの知的財産庁で特許審査業務を管理する職員を対象に、特許審査マネジメントや品質管理等に関する研修を実施（2025 年 7 月）。

また、中東・アフリカ諸国の知的財産庁で特許審査実務を行う職員を対象に、審査実務や品質管理に関する研修を実施（2025 年 9 月）。

＜新興国の品質管理の向上の支援等＞

インドネシア知的財産総局の特許審査官に対し、JPO の特許品質管理に関する研修を実施し、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、海外知財庁での品質管理の向上を支援した（2025 年 1 月）。

シンガポール知財庁の職員と AI 活用や特許審査の品質管理等をテーマに意見交換を実施し、両庁の取組みを互いに紹介した（2025 年 11 月）。

＜海外知財庁の特許審査官への審査実務研修等の実施＞

特許審査の実務経験が豊富な審査官（国際研修指導教官）を講師として派遣。フィリピン、マレーシア、ラオス、インドネシア、タイの知的財産庁の特許審査官に対し、特許審査実務に関する研修を実施（2025 年 9~11 月）。

E) 海外の特許庁との協力を通じた情報発信

＜高度産業財産ネットワーク（AIPN）及びワンポータルドシエ(OPD)等を通じた情報発信＞

JPO は、高度産業財産ネットワーク（AIPN）及びワンポータルドシエ（OPD）等を通じて、信頼性の高い JPO の審査結果を英語で他庁に提供して、他庁の審査官に参照してもらうことで、出願人が海外で適切な特許権を取得できるように取り組んでいる。

AIPN は、JPO の特許出願の手続や審査に関する情報（ドシエ情報）を機械翻訳し、他庁の審査官に提供するシステムであり、2004 年にサービスを開始し、2025 年 12 月末時点で 69 の国・機関等へ提供している。

OPD は、五大特許庁間で相互にドシエ情報を参照できるシステムであり、2013 年にサービスを開始した。さらに、OPD と、世界知的所有権機関（WIPO）が提供する WIPO-CASE（Centralized Access to Search and Examination）との連携を介して、JPO は、五大特許庁に加え、2025 年 12 月末時点で 35 の国・機関に審査結果を発信している。また、2020 年 12 月には、台湾智慧財産局とのドシエ情報交換を開始しており、台湾智慧財産局に審査結果を発信している。

＜特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）を通じた情報発信＞

特許審査ハイウェイ（PPH）は、第一庁で特許可能と判断された発明を含む第二庁での関連出願について、出願人の申請により簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。出願人の海外における迅速な権利取得や他庁の審査結果を利用した質の高い権利の取得等を支援すべく、JPO の提案によって 2006 年に日米間で PPH 試行を開始。以来、その拡大や利便性の向上に取り組んでいる。

2025 年 12 月末時点で JPO は 44 庁と PPH を実施しており、JPO の審査結果を他庁に発信している。

○特許審査の品質管理（日・英）（上記 A 関連）

<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html>

<https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html>

○産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会（日・英）（上記 A 関連）

資料の
所在

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html
https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/index.html
○審査の質についてのユーザー評価調査（日・英）（上記 A 関連）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html
https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/user/index.html
○刊行物・報告書（日・英）（上記 A 関連）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/index.html
https://www.jpo.go.jp/e/resources/report/index.html
○Quality Management System for Patent Examination at the JPO (2025)-Youtube（上記 A 関連）
https://www.youtube.com/watch?v=g7kar0XuaXg
○意見交換を希望する企業等を募集します！（日・英）（上記 B 関連）
https://www.jpo.go.jp/support/general/opinion-exchange.html
https://www.jpo.go.jp/e/support/general/opinion-exchange.html
○国際的な取組（日・英）（上記 C、D 関連）
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/index.html
https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/index.html
○途上国等への支援について（日・英）（上記 D 関連）
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/index.html
https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/index.html
○五府特許出願・審査情報の共有に向けた取組について（日・英）（上記 E 関連）
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyouyu.html
https://www.jpo.go.jp/e/support/j_platpat/patent_search/OPD_service.html
○特許審査ハイウェイ（PPH）について（日・英）（上記 E 関連）
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html
https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

実績又は現況	A) 品質ポリシー及び品質マニュアル ・品質ポリシーの策定・公表（2014 年 8 月） ・品質マニュアルの策定・公表（2014 年 12 月）、改訂（2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月）
	B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書 品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。 ・「意匠審査基準」（審査の基本的な考え方を示す文書）（2023 年 12 月改訂） ・「意匠審査便覧」（審査業務にあたり必要となる事項等を示した文書）（2023 年 12 月改訂） ・「面接ガイドライン」（面接・電話応対の具体的手順を示す文書）（2024 年 1 月改訂）
	C) 意匠分類関連 ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2024 年 4 月更新） ・ 国際意匠分類（ロカルノ分類）第 15 版の運用開始（2025 年 1 月） ・国際意匠分類第 15 版と日本意匠分類との対応表（コンコーダンス表）及び国際意匠分類第 15 版の仮訳を特許庁 HP で公開（2024 年 12 月）
	D) 文書の管理 ・「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、隨時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、インターネットを含め適切に管理している。 ・「意匠審査基準」は、令和 5 年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した、意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和等に係る改訂を行った（2023 年 12 月）。 ・「面接ガイドライン」は、ユーザーからの要望を踏まえ、 ①出願人が希望する場合に出願人が使用する建物内等での出張面接を行うことを可能とする改訂、並びに、ユーザーとのコミュニケーションをさらに円滑化すべく、 ②電子メールによる担当審査官への面接依頼、及び、補正案等の送付の際に、電子メールによる事前連絡を可能とする改訂を行った（2024 年 1 月改訂）。
	E) 文書の一覧表の作成 ・「審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表」（特許／実用新案、意匠、商標の品質ポリシー及び品質マニュアルを含む審査品質管理・審査基準・分類等関連文書についての一覧表）

	<p>F) 意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知</p> <p>1. 近年改正された意匠法等に関して、以下のとおり周知を行った。</p> <p><特許庁 HP への掲載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 1 月 1 日施行の改正意匠法（意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の緩和）について、特許庁 HP で周知。 ・意匠の新規性喪失の例外規定について解説動画「意匠と学ぼう！」シリーズを作成し、特許庁 HP 及び YouTube チャンネルで公開（全 4 本）。 ・「令和元年意匠法改正特設サイト」において、令和元年改正意匠法の説明資料・事例集等を公開。令和元年改正意匠法の令和 3 年 4 月 1 日施行部分（手続救済規定の拡充）の記載について、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正法（特許権等の権利回復の要件の変更）に合わせて更新。 ・「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」を公開（2024 年 3 月）。 ・日本の意匠制度に不慣れな海外ユーザーに向けて、実際の登録事例や仮想事例を交えながら日本の意匠制度の特徴や近年の法令改正、海外ユーザーが特に間違えやすいポイントについて解説した英語版ガイドブック "Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan"（2024 年 1 月）に基づき、新たに日本語訳版と中国語訳版「成功之秘訣」を公開（2024 年 11 月）。 ・スタートアップ向け意匠分野の早期審査の運用開始に合わせて、「意匠早期審査・早期審理制度の概要」ページを更新（2025 年 4 月）。 ・「スタートアップ向け意匠早期審査リーフレット」を特許庁 HP にて公開（2025 年 7 月）。 ・改正意匠法に基づく新たな保護対象である画像意匠や改正後の関連意匠制度を活用しているユーザーと、意匠審査官による座談会形式のウェブ媒体広告記事を公開。 ・従前の「意匠に係る物品等の例」表について、近年の意匠登録実績に応じた物品名の追加・削除や古い表記の見直しを実施（2025 年 4 月）。 <p><e ラーニング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IP ePlat (INPIT 提供の e ラーニング) で「令和元年意匠法改正の概要」を公開、テキストを特許庁 HP で公開。 <p>2. 意匠審査基準改訂に関して、以下のとおり周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内職員向け研修（審査官コース研修、事務官向け研修、調査員向け研修） ・新興国審査官向け研修（2025 年 7 月実施） ・実務者向け意匠制度説明会 (IP ePlat)（2026 年 3 月頃公開予定）
資料の所在	<p>○品質ポリシー（日・英）（上記 A 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html</p> <p>○品質マニュアル（日・英）（上記 A 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html</p> <p>○意匠審査基準（上記 B 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html</p> <p>○意匠審査基準英語版（仮訳）（上記 B 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html</p> <p>○意匠審査便覧（上記 B 関連）</p> <p>https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_binran/index.html</p>

資料の所在	<ul style="list-style-type: none"> ○意匠審査便覧英語版（仮訳）（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/design/shinsa-handbook/index.html ○面接ガイドライン【意匠審査編】（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html ○日本意匠分類関連情報（上記 C 関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html ○審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitsu/shinsa/shihou_taishou.html ○意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（出願前にデザインを公開した場合の手続について）（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html
	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年意匠法改正特設サイト（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html
	<ul style="list-style-type: none"> ○仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaso-gazo-guidebook.html
	<ul style="list-style-type: none"> ○“Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan”の発行について（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/your_key_to_success.html
	<ul style="list-style-type: none"> ○意匠法施行規則別表、意匠に係る物品等の例（旧意匠法施行規則別表第一・別表第二）（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/ishou_kisoku_betuhyo.html
	<ul style="list-style-type: none"> ○意匠早期審査・早期審理制度の概要（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html
	<ul style="list-style-type: none"> ○特許庁各種パンフレット一覧（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/panhu.html

評価項目② 審査及び品質管理のための手続の明確性

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手續が定められていることを確認する。

A) 審査の進め方	意匠審査官が意匠審査を行う具体的な手續を「意匠審査基準」において定めている。
	B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCA サイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参考すべき文書を明記している。
実績又は現況	
	意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル (PDCA サイクル) 概念図

資料の所在	○意匠審査基準 (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○意匠審査基準英語版 (仮訳) (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○品質マニュアル (日・英) (上記 B 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/document/isho_manual/manual.pdf https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/document/isho_manual/manual.pdf

評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

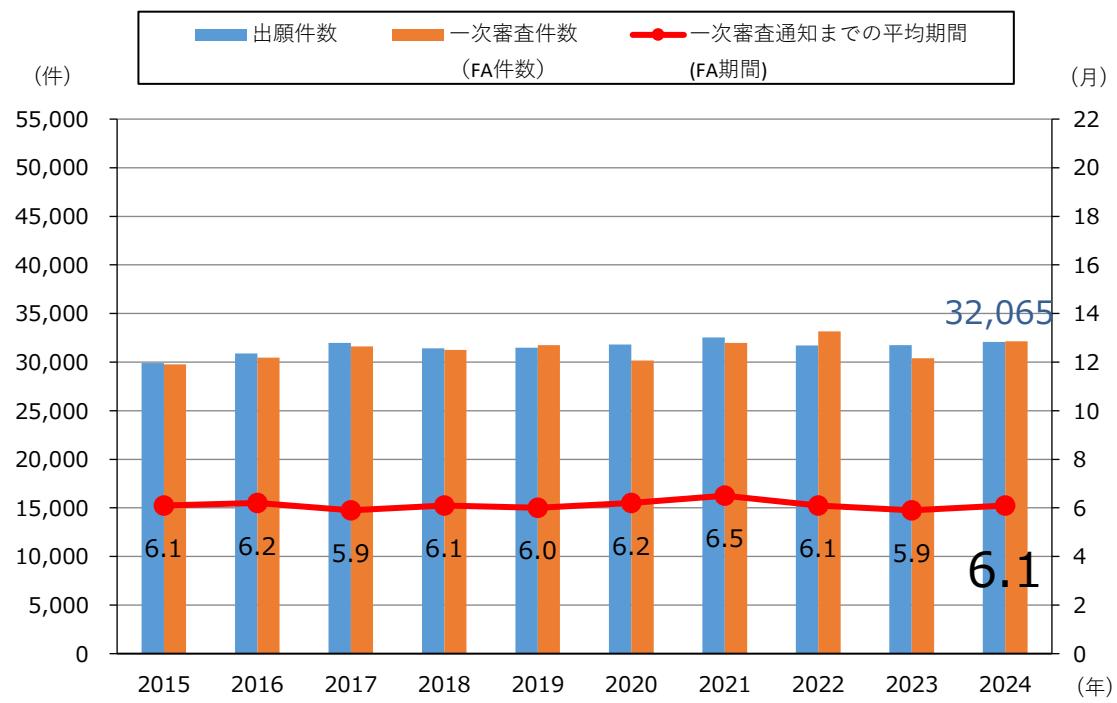
評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。

実績又は現況	(品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況)	
	A) 品質ポリシー	
	<ul style="list-style-type: none"> 「品質ポリシー」の公表（2014 年 8 月）及び配布（2014 年 9 月以降） 「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布（2014 年 10 月以降） 	
	B) 品質マニュアル	
	<ul style="list-style-type: none"> 「品質マニュアル」の公表（2014 年 12 月）及び改訂（2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月） 「品質マニュアル」英語版の公開（2016 年 7 月、2022 年 7 月） 	
	C) 企業等との意見交換における「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介	
	企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」等について紹介する内容を設け、説明を行っている。（2025 年 4 月～12 月実績：7 件、昨年同期：10 件）	
資料の所在	(職員に対する周知状況)	
	D) 庁内のインターネット等における周知	
	庁内インターネットにおいて、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書を意匠審査部門全体に周知している。	
	E) 研修等における周知	
	質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施している。	
・品質管理官向け説明会	2025 年 7 月 23 日 7 名受講	
・審査官補コース研修	2025 年 5 月 13 日 4 名受講	
・審査官コース前期研修	2025 年 9 月 11 日 2 名受講	
・応用能力研修 2	2025 年 11 月 11 日 2 名受講	
・審査系マネジメント能力研修	2025 年 11 月 18 日 2 名受講	
F) 職員の理解状況の把握		
受講者全員を対象として各研修の最後に研修内容の改善を目的としたアンケートの実施、及び理解度を確認する検証を実施した。		
○品質ポリシーパンフレット（上記 A, B, C 関連）		
https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/policy.html		
○品質ポリシー（英語）（上記 A 関連）		
https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html		
○品質マニュアル（上記 B 関連）		
https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html		
○品質マニュアル（英語）（上記 B 関連）		
https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html		

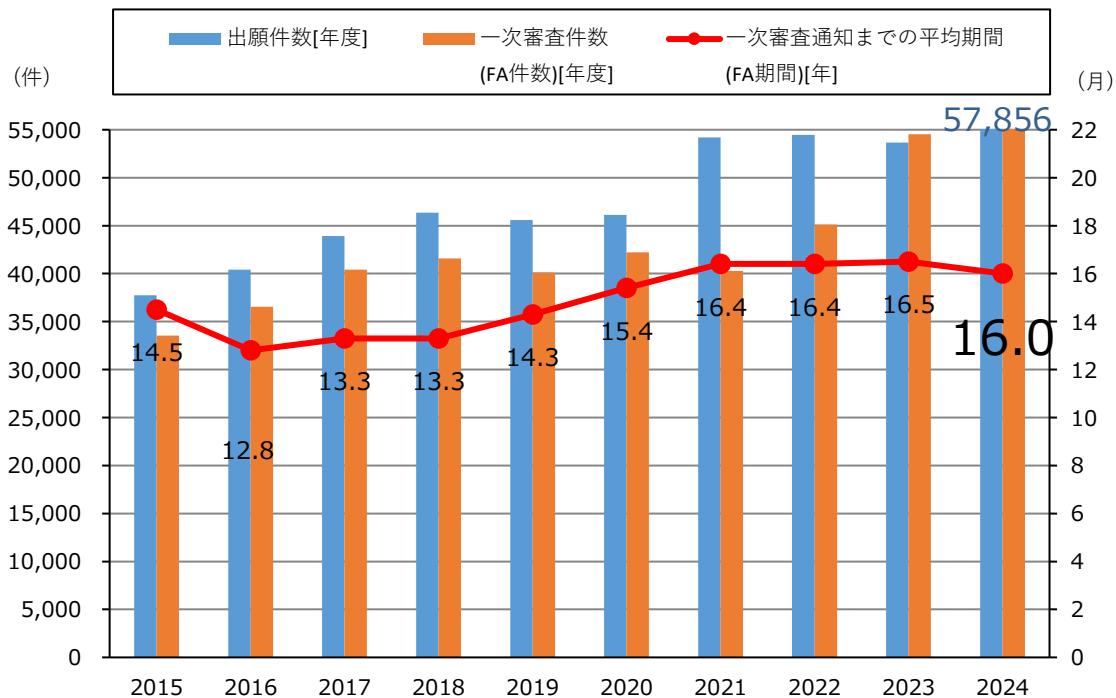
評価項目④ 審査実施体制

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (2) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況	(意匠審査部門の組織体制・人員配置)																																				
	A) 意匠審査部門の組織体制、審査官の人員配置 意匠審査部門は、2020 年度 4 月から合計 50 名の審査官数を維持していたところ、 2025 年度は 4 名の審査官を採用し、定員 1 名増となる合計 51 名の審査官数 で意匠登録出願の審査を行っている。3 つの審査室の管理職が品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。																																				
B) 審査業務の効率化と海外庁との比較 審査システムの機械化や、バッチ審査の導入等による審査業務の効率化を図ってきた。この結果、審査官 1 人当たりの一次審査件数 (FA 件数) で見ると、米国特許商標庁 (USPTO) と比較し、 約 3.8 倍 (2024 年の FA 件数を審査官数で割った参考値) の審査量を行っている上に、FA 期間も USPTO (16.0 月) の半分以下 (6.1 月) の期間 で行われている。																																					
<table border="1"> <caption>【図 1】 JPO と USPTO との審査官数比較</caption> <thead> <tr> <th>年又は年度</th> <th>日本 (JPO) (人)</th> <th>米国 (USPTO) (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2014</td><td>49</td><td>145</td></tr> <tr><td>2015</td><td>48</td><td>184</td></tr> <tr><td>2016</td><td>48</td><td>189</td></tr> <tr><td>2017</td><td>48</td><td>183</td></tr> <tr><td>2018</td><td>48</td><td>178</td></tr> <tr><td>2019</td><td>50</td><td>171</td></tr> <tr><td>2020</td><td>50</td><td>204</td></tr> <tr><td>2021</td><td>50</td><td>233</td></tr> <tr><td>2022</td><td>50</td><td>295</td></tr> <tr><td>2023</td><td>50</td><td>331</td></tr> <tr><td>2024</td><td>50</td><td>345</td></tr> </tbody> </table>		年又は年度	日本 (JPO) (人)	米国 (USPTO) (人)	2014	49	145	2015	48	184	2016	48	189	2017	48	183	2018	48	178	2019	50	171	2020	50	204	2021	50	233	2022	50	295	2023	50	331	2024	50	345
年又は年度	日本 (JPO) (人)	米国 (USPTO) (人)																																			
2014	49	145																																			
2015	48	184																																			
2016	48	189																																			
2017	48	183																																			
2018	48	178																																			
2019	50	171																																			
2020	50	204																																			
2021	50	233																																			
2022	50	295																																			
2023	50	331																																			
2024	50	345																																			



【図 2】JPO の出願件数、FA 件数及び FA 期間
(特許行政年次報告書を基に作成)



【図 3】USPTO の出願件数、FA 件数及び FA 期間
(USPTO 「Performance and Accountability Report」 「Workload Tables」、ID5 「Statistical Items concerning design field for Information Exchange among the five offices of ID5」 を基に作成)

C) 改正意匠法に基づく新たな保護対象についての意匠登録出願状況

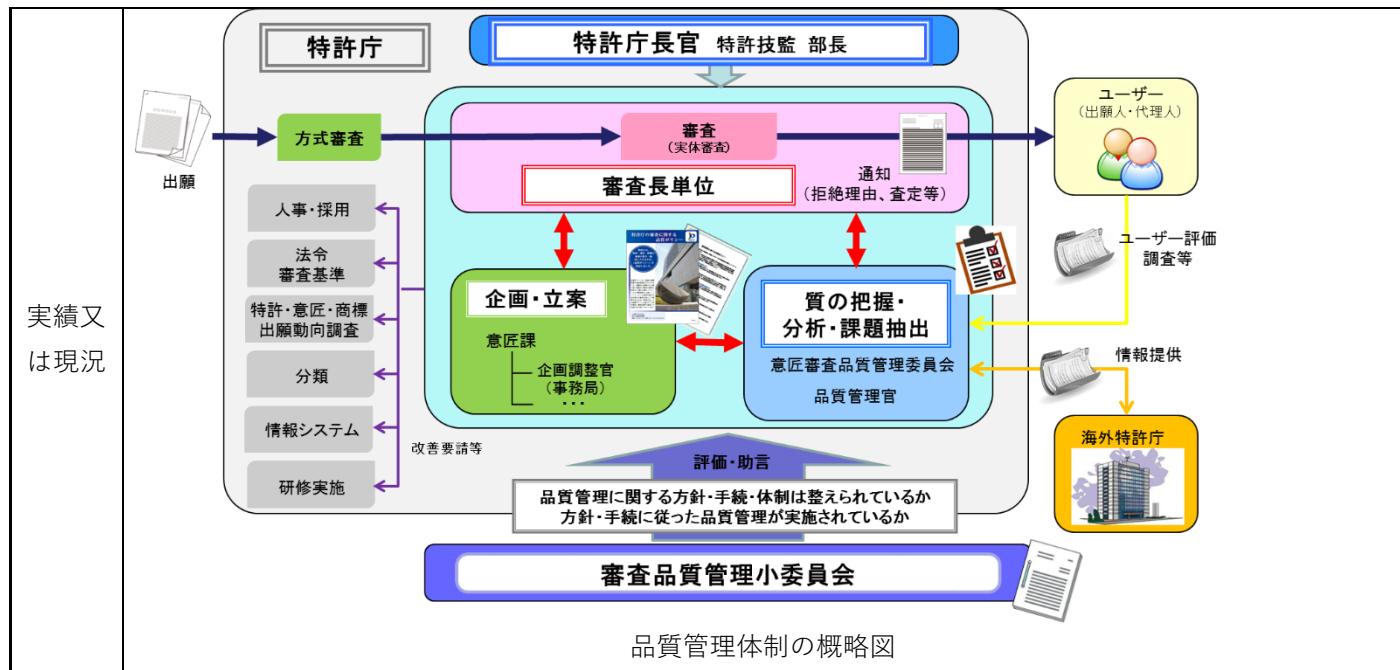
新たな保護対象についての意匠登録出願件数

画像 (2025 年 4 月～12 月実績：805 件、昨年同期：1125 件)、建築物 (2025 年 4 月～12 月実績：209 件、昨年同期：275 件)、内装 (2025 年 4 月～12 月実績：115 件、昨年同期：212 件)

評価項目⑤ 品質管理体制

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況	(特許庁の品質管理体制)
	A) 責任者としての長官・特許技監・審査第一部長 意匠の審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官、特許技監、審査第一部長が責任者となっている。
	B) 審査業務を実施する各審査長単位 審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品分野の意匠について意匠審査を行っている。
	C) 品質関連施策の企画・立案を行う意匠課 品質関連施策の企画・立案業務は、意匠課長のマネジメントの下、品質管理の企画・立案を行う者を 4 名（通常の審査業務と兼任）設け、以下の業務を行っている。 ・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案 ・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック）
	D) 審査の質の分析・評価を行う意匠審査品質管理委員会・品質管理官 意匠審査品質管理委員会は、3 審査室の、審査長、審査監理官及び上席総括審査官の合計 6 名の委員（うち 1 名は委員長）と、事務局によって以下を行っている。 ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析及び評価 ・上記分析及び評価により明確化された課題の報告 ・品質に関するデータや分析結果の審査長単位へのフィードバック ・意匠課が企画・立案する品質管理に関する各種施策についての助言 品質管理官には審判部での管理職経験者も含まれ、国内の出願の監査を担当する者を 4 名、ハーグ出願の監査を担当する者を 4 名で構成している。



評価項目⑥ 品質向上のための取組

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績又は現況	<p>A) 決裁</p> <p>決裁者は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っている。</p> <p>起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、再起案させると共に指導を行っている。</p> <p>監査において品質管理官から指摘のあった点については都度決裁者に確認を行うことで、品質管理に関する高い意識付けを行っている。</p> <p>決裁時に留意すべきポイントについて管理職間での情報共有を図っている。</p>
	<p>B) 審査官と決裁者間の協議（案件協議）</p> <p>国内案件を対象に決裁者と案件協議を行うことで審査の質（意匠の認定、サーチ、判断、起案の均質性）を向上させる取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断の均質性確保の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件 ・同じ条文に基づく拒絶理由を 2 回以上通知する案件 ・模倣品対策のため早期審査対象案件 ・審査基準等に照らしても判断が難しい案件や審査運用に課題等を発見した場合 <p>2025 年 4 月～12 月実績：15 件、昨年同期：40 件</p> <p>また、上記に該当しない案件についても、自主的に決裁者と案件協議を行い、審査の質を向上させていく実態があることから、これらの協議件数についても集計している。</p> <p>2025 年 4 月～12 月実績：2764 件、昨年同期：2515 件</p> <p>ハーグ出願については、即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件案件協議対象とすることで、引き続き均質性を担保している。</p> <p>2025 年 4 月～12 月実績：1824 件、昨年同期：1714 件</p> <p>2022 年 9 月から、新たに、類否判断の適正化のための案件協議を開始し、引き続き実施している。</p> <p>その他、保護が拡充された分野（画像、建築物及び内装）の出願の審査判断は、複数の審査官による協議を行った。</p>
	<p>C) ハーグ出願への対応</p> <p>ハーグ案件については、出願内容だけでなく手続上の問題も含め様々な事例が存在することから、即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件案件協議を行っている。また、必要に応じ、SA 案件の案件協議も行っている。</p> <p>ハーグ案件について、その情報をデータベースに集約化し、関連条文等の条件を入力することで検索可能なシステムを構築している。</p> <p>ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」を用いて、ハーグ出願の審査実務における注意事項を共有している。</p> <p>意匠審査官向けのハーグ協定対応英語起案研修を実施している。</p>

実績又 は現況	<p>D) 専門知識（意匠動向・ビジネス動向）の把握、知識の共有</p> <p>審査官は、出願人企業との意見交換会等を活用して、審査担当分野の物品の取引状況や創作現場に関する最新の知識や動向の把握に努めている。</p> <p>審査官は、企業等の開発者、デザイナー等が講師を務める技術研修の受講を通して、最新の技術やデザイン動向の把握に努めている。</p> <p>審査官は、審査担当物品関連の展示会参加やショールーム見学を行い、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めている。</p> <p>異動等で新しい担当分野を持った審査官は、企業との意見交換会や面接を積極的に行うことで専門知識を得る機会を増やしている。</p> <p>日本意匠分類ごとの分類定義カードの作成・管理、出願案件ごとのサーチ及び審査に関する記録を随時作成して、他の審査官と共有できる情報の充実を行う。</p>											
	<p>E) 業績目標と審査官の評価</p> <p>各審査官は、所属する審査長単位（各審査室）の業績目標・実施計画に沿った業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をしている。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックしている。</p>											
	<p>F) 面接・電話応対</p> <p>出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。</p> <p>2021 年 10 月からは公開案件について、2022 年 1 月からは未公開案件についても、オンライン面接で Microsoft teams を利用可能とした。これらオンライン面接の手段を拡充しつつ、2022 年度からは、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施している。また、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について整理した運用（テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化等）を、審査官に対して周知した。</p> <p>2022 年 1 月より、未公開案件についても補正案等を電子メールで受付可能とした。</p> <p>テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について分かり易く紹介する「DX 時代における意匠審査官とのコミュニケーション」を作成し、2022 年 10 月に特許庁 HP に掲載し、情報を発信した。</p> <p>2024 年 1 月に面接ガイドラインを改訂し、出張面接を行う会場について、出願人が希望する場合には、出願人が使用する建物内等で実施できることとした。また、電子メールによる担当審査官への面接依頼を可能とするとともに、補正案等の送付に際し、電子メールで事前連絡を行うことを可能とした。</p>											
	<p><2025 年 4 月～12 月実績></p> <table> <tbody> <tr> <td>① 面接（②③④を除く）</td> <td>73 件（昨年同期：68 件）</td> </tr> <tr> <td>② 出張面接</td> <td>9 件（昨年同期：4 件）</td> </tr> <tr> <td>③ オンライン面接</td> <td>12 件（昨年同期：42 件）</td> </tr> <tr> <td>④ ハイブリッド面接※</td> <td>2 件（昨年同期：0 件）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※対面とオンラインによるハイブリッド</td> </tr> <tr> <td>⑤ 電話等（応対記録の件数）</td> <td>1695 件（昨年同期：1682 件）</td> </tr> </tbody> </table>	① 面接（②③④を除く）	73 件（昨年同期：68 件）	② 出張面接	9 件（昨年同期：4 件）	③ オンライン面接	12 件（昨年同期：42 件）	④ ハイブリッド面接※	2 件（昨年同期：0 件）	※対面とオンラインによるハイブリッド		⑤ 電話等（応対記録の件数）
① 面接（②③④を除く）	73 件（昨年同期：68 件）											
② 出張面接	9 件（昨年同期：4 件）											
③ オンライン面接	12 件（昨年同期：42 件）											
④ ハイブリッド面接※	2 件（昨年同期：0 件）											
※対面とオンラインによるハイブリッド												
⑤ 電話等（応対記録の件数）	1695 件（昨年同期：1682 件）											
<p><2025 年度「特許庁が達成すべき目標」></p> <p>コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 70% 以上」とすることが定められており、2025 年度ユーザー評価調査結果は 91.3% でこれを達成した（2024 年度に実施したユーザー評価調査は 88.3%）。</p>												

実績又 は現況	<p>G) 品質関連情報の収集・提供</p> <p>以下の品質関連情報を活用し、意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査に関する統計データ：審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるようにして 2025 年度も毎月提供している（データの閲覧は、本人と管理職のみ可）。 ・品質監査の結果を月に一度品質管理官及び意匠審査部門に共有し、情報共有を図っている。 ・審決の結果を月に一度品質管理官及び意匠審査部門に共有し、情報共有を図っている。
	<p>H) 審査関連文書の整備・改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した、意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和等に係る意匠審査基準の改訂（2023 年 12 月） ・意匠審査便覧の参考審判決例の追加（2023 年 12 月）
	<p>I) 能力向上のための研修の実施</p> <p>審査官全員の知識（最新の技術やデザイン動向の把握等）及び能力（起案文書作成能力等）の向上を目的として、各種研修の受講機会を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内装の意匠を含む空間演出をテーマとする技術研修（2026 年 3 月実施予定） ・海外の展示会に出張参加・・・ CES（2026 年 1 月） ・意匠審査官向けのハーグ協定対応英語起案研修を実施（2025 年度 5 名受講）
	<p>J) 分類関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正意匠法に対応したサーチ及び意匠審査を適切に実施するため、建築物、内装意匠及び画像意匠に対応した意匠分類の改正を行い、2020 年 4 月に公表 ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2024 年 4 月更新） ・法改正に対応した画像意匠出願の審査を的確に行うため公知資料（約 33 万 5 千件）に対する再解析及び新画像意匠分類の再付与 ・意匠登録出願に対するロカルノ分類の付与及び日本意匠分類とロカルノ分類との対照表等の整理 ・的確なサーチを行うこと、また、ロカルノ協定上の義務を果たすことを目的として、出願意匠に対して日本意匠分類に加えてロカルノ分類の付与、メンテナンス ・日本意匠分類とロカルノ分類の対照表、ロカルノ分類物品リストの日本語訳、WIPO における国際登録を検索するための手順書を作成し、必要に応じて適宜修正
	<p>K) 意匠法改正に対応した資料施策</p> <p>意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするため、建築物、内装意匠及び画像意匠に関する審査資料の収集を行っている。</p> <p>建築物・内装意匠については、建築関連団体等からの情報聴取に基づき、建築関連の雑誌・図書の追加収集や建築関連の有用な情報が掲載されたインターネットサイトの審査室内での情報共有を行っている。過年度に収集した建築関連雑誌等から該当する意匠の再抽出を行う作業は 2021 年度で完了し、2022 年度以降はインターネットサイトからの収集を行っている。</p> <p>画像意匠については既に 2013 年度から資料収集を行っているが、2019 年度以降、投影画像やクラウドサーバーから提供される画像についても収集を行っている。</p>

実績又 は現況	<p>L) 国際的取組</p> <p>意匠五庁（ID5）等の協力枠組を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。</p> <p>外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID5 中間会合 2025 年 5 月 14-17 日 サンディエゴ ・途上国研修への協力 2025 年 7 月 17-25 日 東京 ・サウジアラビア知財庁への協力 2025 年 8 月 13 日 オンライン ・日韓意匠専門家会合 2025 年 9 月 2 日 東京 ・日中韓デザインフォーラム 2025 年 9 月 3 日 東京 ・日中意匠専門家会合 2025 年 9 月 4 日 東京 ・EUIPO ウェビナーへの参加 2025 年 9 月 30 日 オンライン ・第 14 回ハーグ WG 2025 年 10 月 6-8 日 ジュネーブ ・第 17 回ロカルノ専門家委員会 2025 年 10 月 20-22 日 ジュネーブ ・AI と意匠に関する国際ラウンドテーブル 2025 年 10 月 22 日 アレクサンドリア ・ID5 年次会合 2025 年 10 月 23-24 日 アレクサンドリア ・ハーグ 100 周年記念シンポジウム 2025 年 11 月 6 日 ハーグ
	<p>M) 審査のための資料、ツール等の審査官への提供</p> <p>国内案件・ハーグ案件の拒絶理由通知等の起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーションをリリースした。</p> <p>101 か国・機関の意匠公報データを収録した商用データベース（AI 技術による類似画像検索機能を含む）の利用を開始した（2025 年度より）。</p> <p>テレワーク環境下でも使用できるよう意匠検索支援ツールを開発し、審査官に提供している。そのほか、関連意匠出願、ハーグ案件起案時の主なチェックポイントをまとめた「関連意匠起案チェックシート」「ハーグ起案チェックシート」を用いて、審査実務における注意事項を共有している。</p> <p>2021 年度からアジャイル型開発を進めており、類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールや起案文の形式的チェックを行うツールを審査官に提供している。</p> <p>2024 年度から、外国意匠公報の公知資料化事業において、AI 技術を用いた日本意匠分類の付与を開始している。</p>
	<p>N) 審査官同士の協議</p> <p>全意匠審査官を対象に、以下の 3 テーマに沿って審査の質に関するディスカッションを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①強く・広く・役に立つ意匠権の設定のための類否判断とは？ ②よりわかりやすい拒絶理由通知・拒絶査定の記載について ③日頃、品質向上のために各自工夫していることについて <p>保護が拡充された分野の出願の審査判断は、複数の審査官による協議や意匠審査基準室への合議により行っている。</p>
	<p>O) 意匠制度の検討課題に関する議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、デザイン開発においてより一層の利用が進むと予想される生成 AI と、創作されたデザインの意匠法上の保護の在り方を検討する基礎資料とすることを目的として調査研究事業を実施し、2025 年 4 月に報告書を公表。 ・社会全体の DX の加速化を踏まえて DX 時代にふさわしい産業財産権制度を構築する必要性から、意匠制度小委員会を開催し、「仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方」及び「生成 AI 技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応」について議論を行った（2025 年 2,4,5,6,12 月）。

資料の所在	○意匠審査基準（審査の進め方の各論は、「第 1 部第 2 章 意匠審査の手順」を参照） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html
	○意匠審査便覧 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_binran/index.html
	○面接ガイドライン【意匠審査編】 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html
	○生成 AI を利用したデザイン創作の意匠法上の保護の在り方に関する調査研究（令和 6 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究） https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_05_zentai.pdf
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/index.html

評価項目⑦ 品質検証のための取組

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績又は現況	<p>A) 意匠審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証</p> <p>2025 年 4 月に、当該年度に実施すべき取組を示した『令和 7 年度意匠課業務計画』の中で、意匠課の施策の一つとして「意匠審査の品質管理」を遂行する旨を定めた。</p> <p>策定した取組の計画に対しては、半期終了ごとに進捗状況を検証し、レビューを実施している。</p> <p>B) 国内案件の品質監査</p> <p>法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第 1 部第 1 章（審査の基本方針と審査の流れ）及び第 2 章（意匠審査の手順）をベースとして検証している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査対象案件抽出のためのシステムを使用し、審査長決裁後の出願人への発送待ち案件から対象案件を抽出している。 同一案件に対して、判断・起案の品質監査とサーチの品質監査を一貫して行っている。 事務局は、全審査室の全審査官の起案が品質監査対象となるよう、監査対象案件を抽出している。 発送を保留したことによる審査期間の遅延・案件の滞留を防ぐため、1 回の監査では監査件数を品質管理官一人に対して 5 件程度、監査期間を 1 週間以内とし、年 12 回の監査を実施・予定している。 年間の品質監査の件数は 2025 年 4 月～12 月の間に 90 件を実施（昨年同期：90 件）、年度内に約 100 件の監査を予定。 効果的な品質監査のために、担当審査官へのフィードバックの実施方法を検討し、品質管理官からの監査結果は、監査終了翌日までに決裁者へフィードバックし再起案等の相談、検討を速やかに行っている。 国内案件及びハーグ案件の効率的な品質監査の方法を検討し、品質監理官が監査を行うに際し必要に応じて対象案件の審査室の長の参考見解を求めることが可能とすることで、分野の特性に応じた類否判断等の評価を迅速化したほか、監査結果の確定プロセスを簡素化し、効率化を図っている。 品質管理官には審判部での管理職経験者も含まれ、また品質管理官相互の協議の機会を設けることにより、より質の高い効率的な監査を行うことが可能な体制としている。 2020 年度から国内案件のうち物品の一部に画像を含む意匠に係る出願の品質監査の試行を行っていたが、2021 年度より本格実施を開始し、今年度も引き続き監査対象としている。 品質監査の結果を月に一度品質管理官及び意匠審査部門に共有し、結果の検証を行っている。 <p>C) ハーグ出願の品質監査</p> <p>2017 年度からハーグ出願の品質監査の試行を行っていたが、2019 年度より本格実施を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の品質監査の件数は 2025 年 4 月～12 月の間に 53 件を実施（昨年同期：47 件）、年度内に約 50 件の監査を予定。 監査項目は、国内案件の品質監査項目に加え、ハーグ出願の案件協議項目などを基に作成した、起案時に確認するチェック項目を参考に作成。

	<p>D) ユーザー評価調査</p> <p>2025 年度においても、4~6 月にユーザー評価調査を実施し、様々なユーザーニーズの把握に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025 年度の調査対象は、国内企業 315 社、外国企業 58 社。 ・2025 年度回答率：80.2%（昨年度実績：86.4%）。 ・意匠審査全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の割合が 97.0%（昨年度調査では 97.0%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価割合）が 62.5%（同 65.8%）。 ・分析の結果、「拒絶査定の記載」、「判断の均質性」、「専門知識レベル」を、特に注力して取り組むべき項目と設定した。 ・2025 年 9 月に特許庁 HP にて「令和 7 年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書」を公表済。その結果は意匠審査部門内でも共有した。 ・回答者の負担軽減のため、オンライン回答方式とし、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしたほか、意匠審査全般の質についての調査のみ実施した。また、特定の出願における意匠審査の質については、特許庁 HP において、通年、意見募集した。
実績又 は現況	<p>E) ユーザー等との意見交換</p> <p>ユーザーニーズの把握を目的に、意匠課・意匠部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を実施。（一部の意見交換においては、企業の経営層との意見交換、情報収集を実施。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業との意見交換 2025 年 4 月～12 月実績：7 件、昨年同期：8 件 ・業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換 2025 年 4 月～12 月実績：5 件、昨年同期：2 件
	<p>F) 審査の質の向上のための特許庁 HP での意見受付</p> <p>電話、電子メール等での意見受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁 HP 上で審査の質の向上のための意見受付を実施した。（日本語は 2014 年 11 月、英語は 2017 年 2 月から）</p> <p>寄せられた意見は適切に管理すると共に、意見の内容を分析し、品質向上のための取組に反映し、また、回答者の同意を得たものについては、担当審査官へフィードバックしている。</p>
	<p>G) 審判決との判断相違の分析</p> <p>意匠部門の判断と異なる審決の内容について審判部で審理結果連絡票を作成し、月次で審査部に共有を図っている。</p> <p>意匠部門の審査長と意匠審判長との間で審査・審判意見交換会を実施している。（2025 年 9 月開催、2026 年 3 月開催予定）</p> <p>意匠審判部からの審判決報告会を実施している。（2026 年 3 月開催予定）</p>
資料の 所在	<p>○令和 7 年度意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書（上記 D 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/2025-isho.html</p> <p>○審査の質の向上のための御意見受付（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitsu/hinshitsu-iken.html</p>

評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績又は現況	<p>A) 分析</p> <p>意匠審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→確定→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題の抽出を行っている。</p>
	<p>(特許庁内部での評価に基づく分析)</p> <p>B) 品質管理についての内部レビューを通じた分析</p> <p>毎年、半期毎のレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会（意匠）で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行っている。</p> <p>2025 年度も前年度と同様に、半期毎のレビューと庁内委員会を実施し、問題点を分析し改善策を検討。</p>

実績又 は現況	<p>C) 品質監査を通じた分析</p> <p>監査により得られたデータの分析及び監査における指摘事項、案件協議の記録、決裁者の聞き取りについて、内容を詳細に確認し、指摘が多い事項、典型的な誤りが多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、改善策へつなげができるようしている。</p> <p>また、品質監査に関する運用手順等に問題点や改善すべき点がないか適時検討を行う。2025 年度は、昨年度に引き続き、品質監理官が監査を行うに際し必要に応じて対象案件の審査室の長の参考見解を求めることを可能とすることで、分野の特性に応じた類否判断等の評価を迅速化したほか、監査結果の確定プロセスを簡素化し、効率化を図っている。</p>
	<p>D) ハーグ出願の審査における内外乖離案件の分析</p> <p>特許庁と他の 2 庁（実体審査国である米国、韓国）を指定国として出願されたハーグ出願のうち、特許庁と他の 2 庁とで審査結果が異なった出願について、他の 2 庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。</p>
	<p>E) 審判関連データの収集・分析</p> <p>日米欧中韓における意匠に関する審判決及びそれらの中で用いられた意匠情報を収集し、意匠の表現や判断理由等を整理し、審査官に提供している。</p>
	<p>（特許庁外部での評価に基づく分析）</p> <p>F) ユーザー評価調査を通じた分析</p>
	<p>回収した調査票をもとに、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析した。</p> <p>改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価と相関係数の散布図を使用して、相対的に評価が低い観点や相関係数が高い観点を抽出して分析している。</p>
	<p>（課題抽出）</p> <p>（「特許庁内部での評価に基づく分析」により抽出された課題）</p> <p>G) 品質監査等、品質管理の取組 [B) の分析結果]</p>
	<p><国内案件の品質監査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025 年度の品質監査の中間結果報告からは、明らかな不備のある案件は見受けられなかった。 <p><ハーグ出願の品質監査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内案件と比較してユーザー評価調査における満足度の結果が低いことから、前年度同様手厚い体制で監査を実施している。 ・2025 年度も引き続き、即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件に対して案件協議を実施することで、ハーグ出願の審査における問題点の抽出等を行っている。 ・2025 年度の品質監査の中間結果報告からは、明らかな不備のある案件は見受けられなかった。 <p><ハーグ出願の審査における内外乖離案件の分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021 年度から、特許庁と他の 2 庁（実体審査国である米国、韓国）を指定国として出願されたハーグ出願のうち、特許庁と他の 2 庁とで審査結果が異なった出願について、他の 2 庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。

実績又 は現況	(「特許庁外部での評価に基づく分析」により抽出された課題) H) ユーザー評価調査についての課題 [F] での分析結果 2025 年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の結果から、『拒絶査定の記載』、『判断の均質性』、『専門知識レベル』の 3 項目を、更なる質の向上のための課題とした。 『拒絶査定の記載』、『判断の均質性』について、以下の取組を継続する。 <ul style="list-style-type: none">・近年の法改正に対応し改訂した改訂意匠審査基準の遵守・起案に関する注意事項の審査官への周知・改正意匠法に基づく新たな意匠の出願を対象とした複数審査官による案件協議の実施・案件協議等を通じた審査官間の判断の均質性の向上・全意匠審査官を対象にしたディスカッションの実施・類否判断の適正化のための案件協議（2022 年 9 月から開始）・特に類否判断や創作非容易性の判断を伴う拒絶理由通知書に対応する意見書に対して、判断理由を分かりやすく記載する。また、創作非容易性の判断については、提示する証拠を含め、判断理由を論理的に記載する。・この点について、全審査官向けの品質管理に関する研修において周知して、運用の徹底を図る。 <p>『専門知識レベル』について、以下の取組を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none">・企業との意見交換の機会を活用して、専門知識の習得に努める。・展示会等の機会を活用して、最新の専門知識の習得に努める。
------------	--

評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績又は現況	<p>(①～③の改善状況)</p> <p>以下の文書について改訂等の対応を実施。</p> <p><品質管理のための具体的な手順を示す文書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「面接ガイドライン」（面接・電話応対の具体的な手順を示す文書）（2024 年 1 月改訂） <p><意匠分類関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2024 年 4 月更新） ・国際意匠分類（ロカルノ分類）第 15 版の運用開始（2025 年 1 月） ・国際意匠分類第 15 版と日本意匠分類との対応表（コンコーダンス表）及び国際意匠分類第 15 版の仮訳を特許庁 HP で公開（2024 年 12 月） <p><意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 近年改正された意匠法等に関して、以下の通り新たな周知を行った。 <p><特許庁 HP への掲載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 1 月 1 日施行の改正意匠法（意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の緩和）について、特許庁 HP で周知。 ・意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続についての解説動画「意匠と学ぼう！」シリーズを作成し、特許庁 HP 及び YouTube チャンネルで公開（全 4 本）。 ・「令和元年意匠法改正特設サイト」において、令和元年改正意匠法の説明資料・事例集等を公開中。令和元年改正意匠法の令和 3 年 4 月 1 日施行部分（手続救済規定の拡充）の記載について、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正法（特許権等の権利回復の要件の変更）に合わせて更新。 ・部分意匠、関連意匠、改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）等について意匠登録事例を公開し、英訳版も公開。 ・日本の意匠制度に不慣れな海外ユーザーに向けて、実際の登録事例や仮想事例を交えながら日本の意匠制度の特徴や近年の法令改正、海外ユーザーが特に間違えやすいポイントについて解説した英語版ガイドブック "Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan"（2024 年 1 月）に基づき、新たに日本語訳版と中国語訳版「成功之秘訣」を公開（2024 年 11 月）。 ・「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」を公開（2024 年 3 月）。 ・スタートアップ向け意匠分野の早期審査の運用開始に合わせて、「意匠早期審査・早期審理制度の概要」ページを更新（2025 年 4 月）。 ・「スタートアップ向け意匠早期審査リーフレット」を特許庁 HP にて公開（2025 年 7 月）。 ・改正意匠法に基づく新たな保護対象である画像意匠や改正後の関連意匠制度を活用しているユーザーと、意匠審査官による座談会形式のウェブ媒体広告記事を公開。 ・従前の「意匠に係る物品等の例」表について、近年の意匠登録実績に応じた物品名の追加・削除や古い表記の見直しを実施（2025 年 4 月）。

実績又 は現況	<p><e ラーニング></p> <ul style="list-style-type: none"> IP ePlat (INPIT 提供の e ラーニング) で「令和元年意匠法改正の概要」を公開、テキストを特許庁 HP で公開。 <p>2. 意匠審査基準改訂に関して、以下の通り新たな周知を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新興国審査官向け研修 (2025 年 7 月実施) 実務者向け意匠制度説明会 (IP ePlat) (2026 年 3 月頃公開予定) 									
	<品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況>									
	企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」等について紹介する内容を設け、説明を行っている。									
	2025 年 4 月～12 月実績：7 件、昨年同期：10 件									
	<職員向けの研修の実施状況>									
	質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施。									
	2024 年度実績									
	<table border="1"> <tr> <td>・品質管理官向け説明会</td><td>2025 年 7 月 23 日 7 名受講</td></tr> <tr> <td>・審査官補コース研修</td><td>2025 年 5 月 13 日 4 名受講</td></tr> <tr> <td>・審査官コース前期研修</td><td>2025 年 9 月 11 日 2 名受講</td></tr> <tr> <td>・応用能力研修 2</td><td>2025 年 11 月 11 日 2 名受講</td></tr> <tr> <td>・審査系マネジメント能力研修</td><td>2025 年 11 月 18 日 2 名受講</td></tr> </table>	・品質管理官向け説明会	2025 年 7 月 23 日 7 名受講	・審査官補コース研修	2025 年 5 月 13 日 4 名受講	・審査官コース前期研修	2025 年 9 月 11 日 2 名受講	・応用能力研修 2	2025 年 11 月 11 日 2 名受講	・審査系マネジメント能力研修
・品質管理官向け説明会	2025 年 7 月 23 日 7 名受講									
・審査官補コース研修	2025 年 5 月 13 日 4 名受講									
・審査官コース前期研修	2025 年 9 月 11 日 2 名受講									
・応用能力研修 2	2025 年 11 月 11 日 2 名受講									
・審査系マネジメント能力研修	2025 年 11 月 18 日 2 名受講									
(④の改善状況)										
<p><意匠審査部門の組織体制・人員配置></p> <ul style="list-style-type: none"> 意匠審査部門は、2025 年度は、4 名の審査官を採用し、定員 1 名増となる合計 51 名の審査官数で意匠登録出願の審査を行っている。 										

評価項目⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績又は現況	(⑥の改善状況 - 審査に関するもの -) <審査官と決裁者間の協議（一部対象案件を協議（評価項目⑥の B 参照））> 2025 年 4 月～12 月実績：15 件、昨年同期：40 件 协議必須案件以外の自主的な協議 2025 年 4 月～12 月実績：2764 件、昨年同期：2515 件。 <ハーベ出願に関するもの（即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件案件協議）> 2025 年 4 月～12 月実績：1824 件、昨年同期：1714 件。 その他、保護が拡充された分野（画像、建築物及び内装）の出願の審査判断は、複数の審査官による協議を行った。
	<面接・電話応対> 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。 2021 年 10 月からは公開案件について、2022 年 1 月からは未公開案件についても、オンライン面接で Microsoft teams を利用可能とした。これらオンライン面接の手段を拡充しつつ、2022 年度からは、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施している。また、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について整理した運用（テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化等）を、審査官に対して周知した。 2022 年 1 月より、未公開案件についても補正案等を電子メールで受付可能とした。 テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について分かり易く紹介する「DX 時代における意匠審査官とのコミュニケーション」を作成し、2022 年 10 月に特許庁 HP に掲載し、情報を発信した。 2024 年 1 月に面接ガイドラインを改訂し、出張面接を行う会場について、出願人が希望する場合は、出願人が使用する建物内等で実施することとした。また、電子メールによる担当審査官への面接依頼を可能とするとともに、補正案等の送付に際し、電子メールで事前連絡を行うことを可能とした。 <2025 年 4 月～12 月実績> ① 面接（②③④を除く） 73 件（昨年同期：68 件） ② 出張面接 9 件（昨年同期：4 件） ③ オンライン面接 12 件（昨年同期：42 件） ④ ハイブリッド面接※ 2 件（昨年同期：0 件） ※対面とオンラインによるハイブリッド ⑤ 電話等（応対記録の件数） 1695 件（昨年同期：1682 件） <2025 年度「特許庁が達成すべき目標」> コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 70% 以上」とすることが定められており、2025 年度ユーザー評価調査結果は 91.3% でこれを達成した（2024 年度に実施したユーザー評価調査は 88.3%）。

実績又 は現況	<p><審査関連文書の整備・改訂></p> <p>評価項目①の C、F、評価項目⑥の H 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した、意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和等に係る意匠審査基準の改訂（2023 年 12 月） 意匠審査便覧の参考審判決例の追加（2023 年 12 月）。
	<p><能力向上のための研修の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 内装の意匠を含む空間演出をテーマとする技術研修（2026 年 3 月実施予定） 海外の展示会に出張参加・・・ CES（2026 年 1 月） 意匠審査官向けのハーグ協定対応英語起案研修を実施（2025 年度 5 名受講）
	<p><意匠分類関連></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2024 年 4 月更新） 法改正に対応した画像意匠出願の審査を的確に行うため公知資料（約 33 万 5 千件）に対する再解析及び新画像意匠分類の再付与（2023 年度未完了）
	<p><国際的取組></p> <p>意匠五庁（ID5）等の協力枠組を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。</p> <p>外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ID5 中間会合 2025 年 5 月 14-17 日 サンディエゴ 途上国研修への協力 2025 年 7 月 17-25 日 東京 サウジアラビア知財庁への協力 2025 年 8 月 13 日 オンライン 日韓意匠専門家会合 2025 年 9 月 2 日 東京 日中韓デザインフォーラム 2025 年 9 月 3 日 東京 日中意匠専門家会合 2025 年 9 月 4 日 東京 EUIPO ウェビナーへの参加 2025 年 9 月 30 日 オンライン 第 14 回ハーグ WG 2025 年 10 月 6-8 日 ジュネーブ 第 17 回ロカルノ専門家委員会 2025 年 10 月 20-22 日 ジュネーブ AI と意匠に関する国際ラウンドテーブル 2025 年 10 月 22 日 アレクサンドリア ID5 年次会合 2025 年 10 月 23-24 日 アレクサンドリア ハーグ 100 周年記念シンポジウム 2025 年 11 月 6 日 ハーグ
	<p>(⑦の改善状況)</p> <p><国内案件の品質監査></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の品質監査の件数は 2025 年 4 月～12 月の間に 90 件を実施（昨年同期：90 件）、年度内に約 100 件の監査を予定。 <p><ハーグ出願の品質監査></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の品質監査の件数は 2025 年 4 月～12 月の間に 53 件を実施（昨年同期：47 件）、年度内に約 50 件の監査を予定。 <p><ユーザー評価調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 2025 年度においても、4～6 月にユーザー評価調査を実施し、様々なユーザーニーズの把握に努めた。 2025 年度の調査対象は、国内企業 315 社、外国企業 58 社。 2025 年度回答率：80.2%（昨年度実績：86.4%）。 意匠審査全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の割合が 97.0%（昨年度調査では 97.0%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価割合）が 62.5%（同 65.8%）。 分析の結果、「拒絶査定の記載」、「判断の均質性」、「専門知識レベル」を、特に注力して取り組むべき項目と設定した。
実績又 は現況	<p><審査関連文書の整備・改訂></p> <p>評価項目①の C、F、評価項目⑥の H 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した、意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和等に係る意匠審査基準の改訂（2023 年 12 月） 意匠審査便覧の参考審判決例の追加（2023 年 12 月）。
	<p><能力向上のための研修の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 内装の意匠を含む空間演出をテーマとする技術研修（2026 年 3 月実施予定） 海外の展示会に出張参加・・・ CES（2026 年 1 月） 意匠審査官向けのハーグ協定対応英語起案研修を実施（2025 年度 5 名受講）
	<p><意匠分類関連></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2024 年 4 月更新） 法改正に対応した画像意匠出願の審査を的確に行うため公知資料（約 33 万 5 千件）に対する再解析及び新画像意匠分類の再付与（2023 年度未完了）
	<p><国際的取組></p> <p>意匠五庁（ID5）等の協力枠組を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。</p> <p>外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ID5 中間会合 2025 年 5 月 14-17 日 サンディエゴ 途上国研修への協力 2025 年 7 月 17-25 日 東京 サウジアラビア知財庁への協力 2025 年 8 月 13 日 オンライン 日韓意匠専門家会合 2025 年 9 月 2 日 東京 日中韓デザインフォーラム 2025 年 9 月 3 日 東京 日中意匠専門家会合 2025 年 9 月 4 日 東京 EUIPO ウェビナーへの参加 2025 年 9 月 30 日 オンライン 第 14 回ハーグ WG 2025 年 10 月 6-8 日 ジュネーブ 第 17 回ロカルノ専門家委員会 2025 年 10 月 20-22 日 ジュネーブ AI と意匠に関する国際ラウンドテーブル 2025 年 10 月 22 日 アレクサンドリア ID5 年次会合 2025 年 10 月 23-24 日 アレクサンドリア ハーグ 100 周年記念シンポジウム 2025 年 11 月 6 日 ハーグ
	<p>(⑦の改善状況)</p> <p><国内案件の品質監査></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の品質監査の件数は 2025 年 4 月～12 月の間に 90 件を実施（昨年同期：90 件）、年度内に約 100 件の監査を予定。 <p><ハーグ出願の品質監査></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の品質監査の件数は 2025 年 4 月～12 月の間に 53 件を実施（昨年同期：47 件）、年度内に約 50 件の監査を予定。 <p><ユーザー評価調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 2025 年度においても、4～6 月にユーザー評価調査を実施し、様々なユーザーニーズの把握に努めた。 2025 年度の調査対象は、国内企業 315 社、外国企業 58 社。 2025 年度回答率：80.2%（昨年度実績：86.4%）。 意匠審査全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の割合が 97.0%（昨年度調査では 97.0%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価割合）が 62.5%（同 65.8%）。 分析の結果、「拒絶査定の記載」、「判断の均質性」、「専門知識レベル」を、特に注力して取り組むべき項目と設定した。

	<ul style="list-style-type: none">・2025 年 9 月に特許庁 HP にて「令和 7 年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書」を公表。その結果は意匠審査部門内でも共有。
実績又 は現況	<p><ユーザー等との意見交換></p> <ul style="list-style-type: none">・企業との意見交換 2025 年 4 月～12 月実績：7 件、昨年同期：8 件・業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換 2025 年 4 月～12 月実績：5 件、昨年同期：2 件
	<p>(⑧の改善状況)</p> <p><ユーザー評価調査についての課題></p> <p>2025 年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果に基づき、『拒絶査定の記載』、『判断の均質性』については、更なる質の向上のために以下の取組を継続。</p> <ul style="list-style-type: none">・起案に関する注意事項の審査官への周知・品質監査を通じた課題の分析の周知

評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信

評価項目名	III. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
評価の目的及び観点	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。

実績又は現況	(国内への情報発信、協力関係) <p>A) 会合における情報発信</p> <p>審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をする。また、小委員会で使用した資料等を特許庁公表している。</p> <p>B) 意見交換会による情報発信及び協力体制</p> <p>各企業との直接的な意見交換を、特許庁幹部（各審査部の部長等）や、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室の管理職・審査官など様々なレベルで行っている。</p> <p>2025 年 4 月～12 月実績：7 件 (昨年同期：8 件)</p> <p>業界団体等の意匠制度ユーザーとの直接的な意見交換を継続して行っている。</p> <p>2025 年 4 月～12 月実績：5 件 (昨年同期：2 件)</p>
	(国外への情報発信、協力関係) <p>C) 外国特許庁からの情報収集</p> <p>意匠五庁（ID5）の協力枠組を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID5 中間会合 2025 年 5 月 14-17 日 サンディエゴ ・ID5 年次会合 2025 年 10 月 23-24 日 アレクサンドリア
	D) 外国特許庁との意見交換
	外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・日韓意匠専門家会合 2025 年 9 月 2 日 東京 ・日中意匠専門家会合 2025 年 9 月 4 日 東京 <p>また、新興国特許庁の意匠審査官を対象とした研修にて、我が国特許庁の意匠審査実務やハーグ協定加入の経験を共有する取組を実施。（意匠総合コース（2025 年 7 月））</p>
	E) 外国への情報発信

各評価項目についての商標審査の実績・現況等

評価項目① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

実績又は現況	<p>A) 品質ポリシー及び品質マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質ポリシーの策定・公表（2014 年 4 月） ・品質マニュアルの策定・公表（2014 年 8 月）、改訂（2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月）
	<p>B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書</p> <p>品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「商標審査基準」（2024 年 2 月改訂） ・「商標審査便覧」（2024 年 3 月改訂） ・「商標審査の進め方」（2025 年 3 月改訂） ・「面接ガイドライン」（面接・電話応対の具体的手順を示す文書）（2023 年 8 月改訂）
	<p>C) 商標分類関連</p> <p>「類似商品・役務審査基準」及び「商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表」を統合し、公表している。</p> <p>2020 年度より、特許庁ホームページに「新しい商品・役務名のご意見・ご要望」及び「新しい商品・役務名情報」のページを追加し、新しい商品・役務名等に関するユーザーからの相談対応を強化している。加えて、2025 年度においても、国際分類第 13-2026 版に対応した「商品及び役務の区分解説」を作成の上、特許庁ホームページへの公表（2026 年 1 月）等によって、ユーザーの適切な指定商品・指定役務の記載の支援を図っている。</p> <p>商品・サービス国際分類改正等に関して、業界団体等から意見聴取や意見交換を行っている。</p>
	<p>D) 文書の管理</p> <p>「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、隨時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、適切に管理している。2025 年 3 月には、「商標審査の進め方」について、令和 5 年法改正（コンセント制度の導入等）に伴う項目追加等を内容とする改訂を実施し、特許庁 HP に公表した。</p>
	<p>E) 文書の一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表」（特許／実用新案、意匠、商標の品質ポリシー及び品質マニュアルを含む審査品質管理・審査基準・分類等関連文書についての一覧表）

資料の所在	○品質ポリシー（日・英）（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/document/policy/03_shohyo.pdf https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/document/policies/trademark.pdf
	○品質マニュアル（日・英）（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shohyo/document/shohyo_manual/manual.pdf https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/shohyo/document/shohyo_manual/manual.pdf
	○商標審査基準（日・英）（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/index.html https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/index.html
	○商標審査便覧（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/index.html
	○商標審査の進め方（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/document/index/sinsa_susumekata.pdf
	○面接ガイドライン（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/mensetu_guide_syohyo.html
	○類似商品・役務審査基準（上記 C 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji_kijun/index.html
	○商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表（上記 C 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/index.html
	○審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shihou_taishou.html

評価項目② 審査及び品質管理のための手続の明確性

評価項目名	① 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手續が定められていることを確認する。

実績又は現況	<p>A) 審査の進め方 商標審査官が商標審査を行う具体的な手續を定めた「商標審査基準」や「商標審査便覧」に加え、審査の基本方針・審査手順の概要を示した「商標審査の進め方」を公表している。</p> <p>B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCA サイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参考すべき文書を明記している。</p>
	<p>商標審査の質の維持・向上のためのサイクル (PDCA サイクル) 概念図</p>

資料の所在	○商標審査基準 (日・英) (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/index.html https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/index.html
	○商標審査便覧 (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/index.html
	○商標審査の進め方 (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/document/index/sinsa_susumekata.pdf
	○品質マニュアル (日・英) (上記 B 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitsu/shinsa/shohyo/document/shohyo_manual/manual.pdf https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitsu/shinsa/shohyo/document/shohyo_manual/manual.pdf

評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。

実績又は現況	(制度ユーザーへの公表状況)					
	A) 品質ポリシー及び品質マニュアルの公表 <ul style="list-style-type: none"> 「品質ポリシー」の公表及び配布(2014 年 4 月以降) 「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布 (2014 年 4 月以降) 「品質マニュアル」の公表 (2014 年 8 月) 及び改訂 (2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月) 「品質マニュアル」英語版の公開 (2014 年 8 月) 及び改訂 (2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月) 					
	B) 「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介 <p>企業との意見交換等において、「品質ポリシー」等の品質に関する文書や品質管理の取組を紹介している。</p>					
	(職員に対する周知状況)					
	C) 庁内インターネット等における周知 <p>庁内インターネットにおいて「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書を審査部全体に周知している。</p>					
	D) 研修等における周知 <p>職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。研修内容は隨時検討し、対象となる審査官の経験年数や役職等に応じて説明する内容を変更するなど、充実・改善を図っている。</p> <table> <tr> <td>・審査官補コース研修</td> <td>対象となる審査官補全員が受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース前期研修</td> <td>対象となる審査官補全員が受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース後期研修</td> <td>対象となる審査官補全員が受講</td> </tr> </table>	・審査官補コース研修	対象となる審査官補全員が受講	・審査官コース前期研修	対象となる審査官補全員が受講	・審査官コース後期研修
・審査官補コース研修	対象となる審査官補全員が受講					
・審査官コース前期研修	対象となる審査官補全員が受講					
・審査官コース後期研修	対象となる審査官補全員が受講					
	E) 理解度確認のための「品質テスト」の実施 <p>品質管理の基本原則や審査実務に必要な知識の向上に役立てるべく、2025 年 6 月に実施した「第 1 回品質テスト」(e ラーニング形式)において、「品質管理の原則」に関する設問を出題。審査官への周知徹底が必要な項目について検討の上、新たな設問を追加するとともに、正答率が低かった問題について更なる注意を促すことで、知識の定着と意識の浸透を図っている。</p>					

資料の所在	○品質ポリシー (上記 A、B、C、D 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/document/policy/03_shohyo.pdf
	○品質ポリシーパンフレット (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/document/policy/pamphlet.pdf
	○品質ポリシー (英語) (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/document/policies/trademark.pdf
	○品質ポリシーパンフレット (英語) (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/document/policies/pamphlet.pdf
	○品質マニュアル (上記 A、C、D 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shohyo/document/shohyo_manual/manual.pdf
	○品質マニュアル (英語版) (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/shohyo/document/shohyo_manual/manual.pdf

評価項目④ 審査実施体制

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか ④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況	(商標審査部門の組織体制・人員配置) A) 組織体制・人員配置 <p>商標審査の実施体制の整備・強化を図るために、2025 年度は 11 名の恒常審査官補と、2 名の任期付審査官補を採用。昨年度と同程度の商標審査官 172 名を確保している。</p> <p>7 つの審査室には管理職が 14 名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。また、各審査室に主任指導審査官 7 名を配置し、自室の指導審査官や他審査室からの相談及び各種調整対応を行わせることで審査実施体制の強化を図っている。</p>
	B) 審査官の育成と評価 <審査官の育成> <p>「特許庁研修計画」に基づき、職位や経験年数に応じた階層別の研修を実施し、審査官の育成を図っている。研修効果の観点から、科目に応じて対面型とオンラインの非対面型の実施形式を併用し、着実に研修を実施した。</p> <p>審査官補の効率的かつ着実な育成が可能となるよう、審査官補数に合わせた指導体制の見直し等を行うとともに、13 名の新規入庁者に対して、既存の研修を通じて習得した審査に関する基礎知識の定着と審査実務遂行上の基本的知識の習得を目的とした研修を企画・実施した。</p> <p>企業等の現場を体験し、産業界の実態やニーズを把握することにより審査官としての資質の向上を図ることを目的として、2025 年 12 月末までに民間企業 5 社への短期派遣研修を実施した。</p>
	<審査官の評価> <p>国家公務員の人事評価制度に従い、審査官も年に一度、審査官や上席審査官といった職制ごとに定められた観点に基づいた能力評価を行い、審査官にフィードバックしている。また、半年に一度、所属する審査長単位(各審査室)の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成に向け業務を遂行している。その達成状況は、審査長等が評価し審査官にフィードバックしている。</p>
	C) 新しいタイプの商標の審査実施体制 <p>各審査室に新しいタイプの商標の担当審査官を定め、「音」や「動き」などのタイプ別に審査ノウハウを蓄積し、共有を図るとともに、当該担当審査官を定期的に変更するなど、審査に対応できる人材を継続的に育成している。</p>
	D) 国際化に耐えられる十分な審査実施体制の構築 <p>「特許庁研修計画」に基づき、通学型講座及び通信教育型講座などの語学研修を実施するとともに、語学留学及び海外大学派遣など国際化への対応能力向上のための研修の実施、並びに世界知的所有権機関(WIPO) マドリッド国際登録部門フェローシップへの派遣等を通じて、審査官の育成を図っている。</p> <p>欧州・中国・韓国等の海外知財庁との二庁間における専門家会合等を通じて、国際化に対応した審査官の育成及び審査実施体制の構築を図っている。</p>

E) 商標審査業務の効率化の取組

商標審査業務の効率化の観点から、審査の処理・推進に関する企画、立案を図る部署として、2019 年 1 月に設置された商標審査推進室において以下のような取組を実施している。

<商標の拒絶理由横断調査事業>

2019 年 8 月より開始した「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」の成果を基に、2022 年 4 月より「商標の拒絶理由横断調査事業」を開始。当該事業は拒絶理由の該当性（商標法 3 条、4 条等）に関する、民間調査者に調査させるものである。本事業で作成された調査報告書はフィードバックにより改善を重ねつつ、商標審査に活用することで、審査業務の効率化を図っている。

<出願支援ガイドの作成>

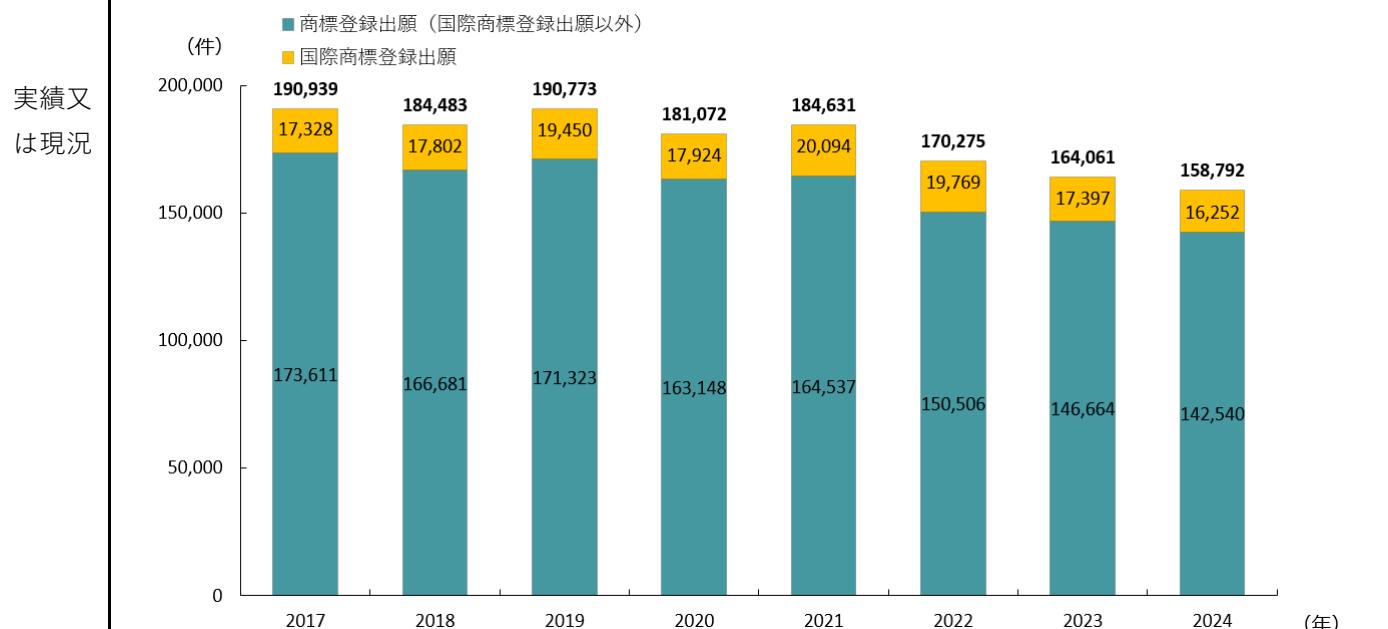
2021 年 8 月に出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」を作成・公表。2024 年 8 月には、ファストトラック審査運用の休止や商品・役務サポートツールの提供等に関する内容の更新を行い、第 4 版として公表。拒絶理由のかからない出願を促進することによって、その結果としての審査業務効率化を図っている。

<AI 技術を用いた審査業務効率化等>

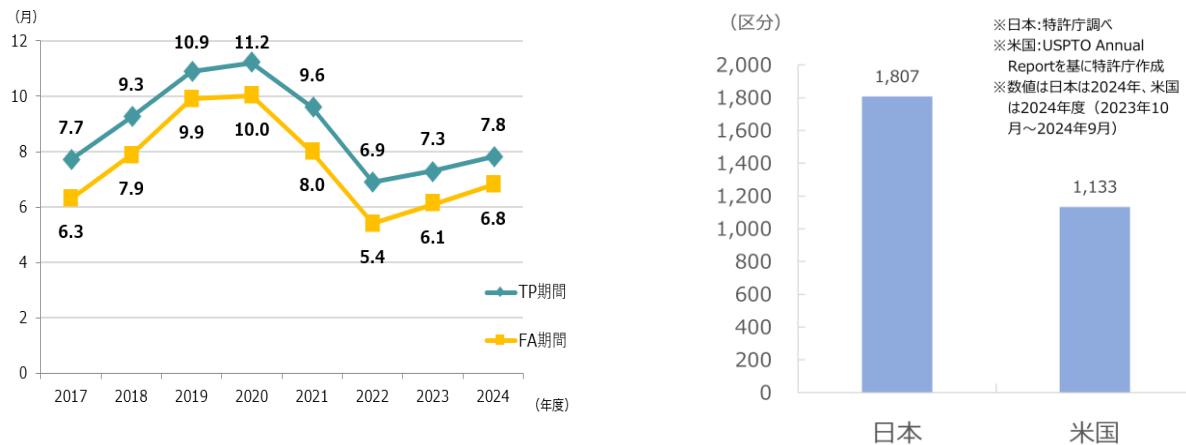
AI 技術を用いた審査業務効率化・審査官の判断の均質性の確保のための取組として、2025 年度は主に国際商標登録出願（以下、「マドプロ出願」という。）を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務への AI 技術の適用可能性を検証する実証的研究事業を実施している。

F) 近年の出願・審査実施状況

2024 年の商標登録出願件数は約 15.9 万件であった（図 1）。審査期間については、2023 年度に審査運用の見直しに時間を要した影響等により、延伸傾向にあるものの、現在の審査の品質を維持しつつ、着実に審査処理を行っていくため、商標審査の事前調査の外注や審査業務に集中できる環境整備等によって審査業務の効率化を図るとともに、2025 年度には 13 名の新規入庁者を採用した。その結果、適正な審査期間を維持している（図 2）。なお、審査官 1 人当たりの審査処理区分数で見ると、米国特許商標庁（USPTO）と比較して、約 1.6 倍の審査を行っている。



【図 1】商標登録出願件数の推移



【図 2】ファーストアクションまでの期間の推移

【図 3】審査官 1 人あたりの審査処理実績
(FA 区分数) 日米比較 (2024 年)

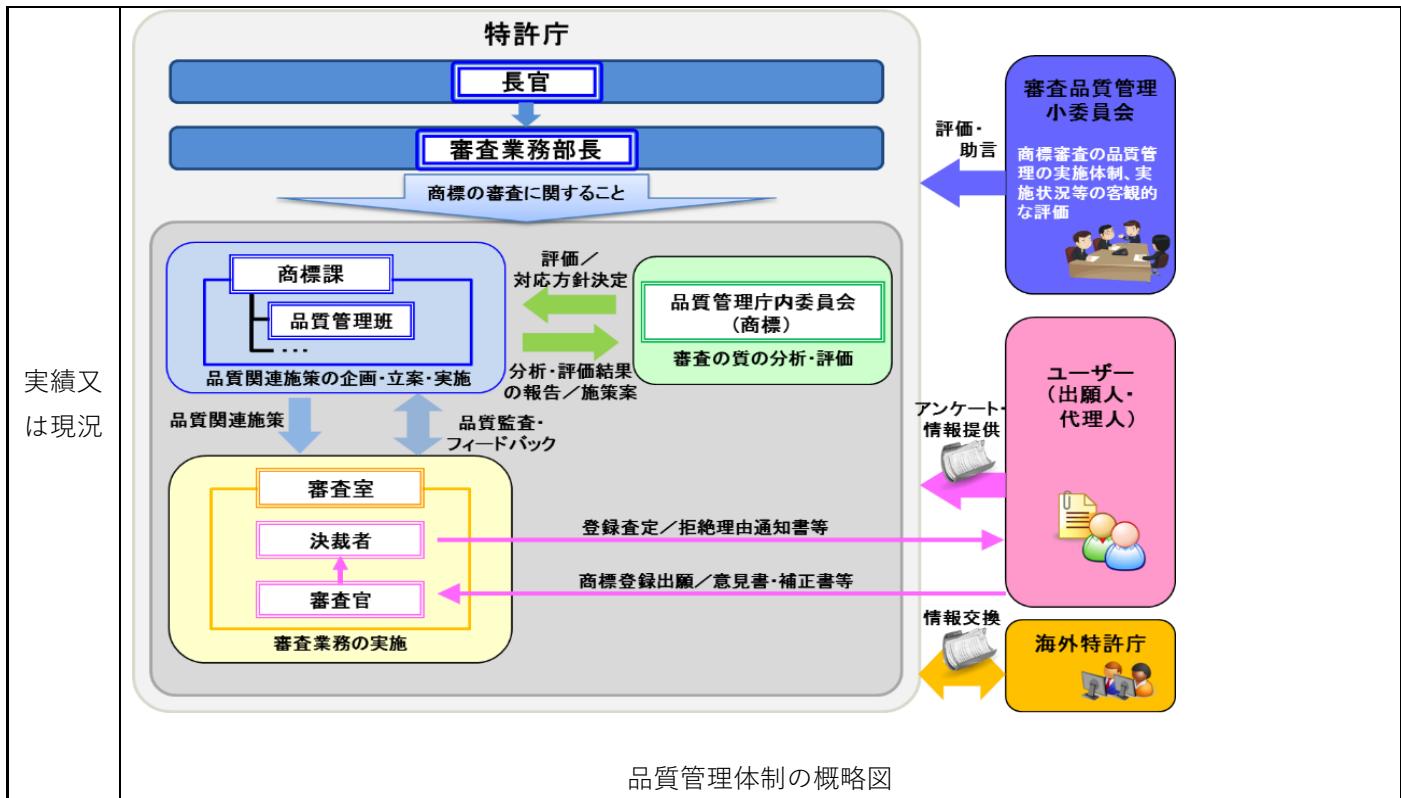
資料の所在	○人事評価ガイド「制度全般編」（内閣人事局・人事院）（上記 B 関連） https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/r0504_seido_zenpan.pdf
	○「AI×商標：イメージサーチコンペティション」の開催（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-image.html
	○出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」改訂第 4 版（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shutugan_shien.pdf
	○商標の拒絶理由通知書を受け取った方へ（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/system/basic/otasuke-n/shohyo/kyozetsu/

評価項目⑤ 品質管理体制

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況	(特許庁の品質管理体制)
	A) 責任者としての長官・審査業務部長
	審査の品質管理システムの整備と実施については特許庁長官が、商標審査に関する事務に関しては審査業務部長が責任者となっている。
	B) 審査業務を実施する各審査室（課相当）
	各審査室に置かれた審査長等のマネジメントの下、審査官が商標審査を行っている。
	C) 品質関連施策の企画・立案を行う商標課品質管理班
<p>品質管理班は、商標審査の品質管理に関する以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案 ・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック） <p>品質管理体制のさらなる充実化のため、2025 年度より、品質管理班に職員 1 名と商標に関して高度な知見を有する調査員 1 名を新たに配置し、職員 3 名・調査員 3 名の計 6 名体制で品質管理に関する業務を行っている。</p>	
D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会 <p>品質管理庁内委員会は、商標課長を始めとする審査長等の管理職等を委員に、合計 15 名で構成され、事務局は、商標課品質管理班が担当し、以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析・評価 ・上記分析・評価により明確化された課題の報告 ・品質に関するデータや分析結果の審査長単位へのフィードバック ・商標課品質管理班が企画・立案する品質管理に関する各種施策に対しての助言 	
E) 審査の質の管理を行う品質管理官 <p>品質管理官は、商標審査に関する高度な知識や判断力を有する管理職又は審査官から選任され、品質監査においてチェックを実施し、その結果について案件を担当した審査官や管理職にフィードバックする業務を担っている。</p>	

実績又 は現況



評価項目⑥ 品質向上のための取組

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績又は現況	<p>特許庁では、各年度の終わりに、翌年度に実施をするべき商標審査の品質管理の取組を計画して文書化し、庁内で共有している。また、計画した各取組について、上半期終了時にその進捗状況を検証して課題を明らかにし、必要があれば取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果は翌年度の取組の策定に活用している。</p> <p>2025 年度は、昨年度から継続となる①出願人・商標権者に対するコミュニケーション（面接、電話対応等）、②ユーザーとの意見交換、③均質性の向上に関する取組に加え、④商品・役務審査の質の向上に関する取組を新たに重点事項（共通取組事項）として取り上げ、商標審査の質の維持・向上のための取組を行っている。</p> <p>以下、2025 年度の計画に基づいて実施している商標審査の品質向上のための取組のうち、主なものを示す。</p>
	<p>A) 決裁</p> <p>決裁者は、審査官が作成した拒絶理由通知等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っており、決裁におけるチェック手順は「決裁ガイドライン」として内部文書に定めている。</p> <p>決裁者は、決裁時において、起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差戻しを行い、再起案させるとともに指導を行っている。</p> <p>商標課品質管理班は、新たに決裁を行う新任管理職を対象として、決裁者が統一的な基準・観点から、審査官が判断した内容及び起案書のチェックを行う際の手順や留意事項をまとめた「決裁ガイドライン」に基づく決裁の徹底が実施されるよう周知を行っている。</p> <p>さらに、決裁時に必要な提出書類について、書類の提出が不要な場合を明示することで、決裁方法の統一を図っている。</p>
	<p>B) 審査官用チェックシートの活用</p> <p>品質管理の各種取組によって判明した典型的な問題事例を整理し、審査のプロセスにおいて各審査官が確認する必要がある事項をまとめた「審査官用チェックシート」を提供している。</p> <p>審査官は、審査時に「審査官用チェックシート」に沿って審査を実施するとともに、記入した「審査官用チェックシート」を起案とともに決裁者に提出している。</p>

C) 審査官・管理職間の協議を通じた知識共有

審査官相互の知見を結集して、調査のノウハウ、知識等の共有化を図った上で、迅速・的確な判断を行うことを目的に、案件を担当する審査官が、他の審査官と意見を交換して調査・判断について検討を行う協議を実施している。協議には、案件を担当する審査官が自発的に行うもののほか、審査の質の向上の観点から、所定の条件を満たす案件については必ず行うこととしているもの（必須協議案件）がある。

審査官協議の内容の充実・効率化及び情報共有の観点から、協議メモを収集・蓄積し、庁内イントラネットに掲載して共有している。

実績又 は現況	<p><必須協議案件></p> <p>① 防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の案件*</p> <p>担当する審査室内において、複数の審査官により協議を行うほか、必要に応じて他の審査室と協議を行うものであり、2025 年 4 月～12 月に 171 件（昨年同期 262 件）の協議を行った。</p> <p>② 特に注意を要し、慎重な判断が求められる案件（世間の衆目を集める可能性がある案件（衆目案件））</p> <p>商標課及び審査長等から構成される衆目案件検討会において、当該衆目案件の審査処理方針について検討・協議を行うものであり、2025 年 4 月～12 月に 257 件（昨年同期 257 件）の協議を行った。</p> <p>③ ともに審査係属中の同一又は極めて類似する商標の案件</p> <p>各案件の担当審査官間で、隨時協議を行っているが、実施件数の計上はしていない。</p> <p>④ 商標法第 3 条第 2 項（使用による識別性）の適用の検討を要する案件</p> <p>担当する審査室内において、複数の審査官により協議を行うほか、必要に応じて他の審査室と協議を行うものであり、2025 年 4 月～12 月に 16 件（昨年同期 2 件）の協議を行った。</p> <p><非必須協議案件のうち管理職等を被協議者とするもの></p> <p>管理職等を被協議者とする協議を2025 年 4 月～12 月に 5,750 件（昨年は 5 月～12 月に 6,814 件）実施した。そのうち主任指導審査官を被協議者とする協議は、2,176 件（昨年は 5 月～12 月に 2,483 件）であった。</p>
	<p>* 防護標章登録制度とは、登録商標が商標権者の業務に係る指定商品（役務）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、他人がその商標をその指定商品（役務）と類似しない商品（役務）について使用すると当該商標権者の取扱う商品（役務）であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのあるときは、商標権者に、その混同のおそれのある商品（役務）について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることを認め（第 64 条）、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品（役務）にまで拡大することとした制度。防護標章登録を受けるとその商標については周知商標と推認して取扱うことになるため、慎重な判断が必要とされる。</p>

D) 審査の質の向上のためのシステム整備

テレワークをはじめとする新たな働き方が定着しつつある現状において、効率的な審査業務の遂行を実現させるためアジャイル開発で作成されたテレワークシステム及び商品・役務サポートツール、応対記録の電子化ツールをはじめとするその他審査支援ツールの改良、データ更新等の運用保守を行うことにより審査官の業務効率化・負担軽減を図っている。

E) 審査の質の向上のための AI 技術の活用可能性の検証

審査の質の向上に寄与するため、以下の分野における人工知能（AI）技術の活用可能性と、更なる精度向上に向けた検証等を実施している。

<先行商標調査ツールの積極的な活用>

審査の処理促進や審査の質の向上に寄与するため、先行図形商標調査及び先行文字商標の調査に用いるサーチツールの補助的な試用を継続し、「先行図形商標調査業務」及び「先行文字商標調査業務」の分野における AI 技術の活用可能性と更なる精度向上に向けた検証を行っている。

実績又 は現況	<p><AI 技術の活用による審査官の判断の均質性の確保></p> <p>AI 技術の活用による審査官の判断の均質性の確保については、商標の審査業務中、どの業務への AI 技術の活用が、当該部分への寄与度が高いかの検討を行っている。2025 年度においては、主にマドプロ出願における不明確な指定商品・役務調査業務への AI 技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業を実施している。</p>					
	<p>F) 審査運用の標準化</p> <p>審査業務効率化検討プロジェクトにおいて、審査スキームの統一化に着手し、決裁時提出書類の整理や商標検索方法等、審査業務に係る具体的な業務運用の統一化を実施した。統一化された審査スキームについては、順次審査官に周知するとともに、庁内インターネットに掲載し、審査官が常に最新の状況を把握できるようにしている。</p>					
	<p>G) 業績目標と審査官の評価</p> <p>各審査官は、所属する審査室の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成に努めている。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。</p>					
	<p>H) 面接・電話応対の充実</p> <p>審査官とユーザーとの適切なコミュニケーションにより相互理解を深めることは、審査官による出願内容のより一層の理解等を促進し、納得感の高い審査の実現に通じる。そのため、審査におけるコミュニケーションにあたっては、面接や電話・電子メール等の活用を積極的に行っている。</p> <p>審査官とユーザーとの間で行われる面接や電話・電子メール等による相談手続及び応対内容の記録・保管等の手続を定めた「面接ガイドライン」に従って、面接・電話応対を実施している。また、審査官の経験談やユーザー評価調査で指摘があった事例等を基にした、適切な面接・電話応対を実現するためのポイント集を作成し、審査官に周知することにより、審査官とユーザーとの適切なコミュニケーションの向上を図っている。</p>					
	<p>2025 年 4 月～12 月の面接・電話応対等の実績（括弧内は昨年同期実績）</p> <table> <tr> <td>①対面型面接</td> <td>39 件 (44 件)</td> </tr> <tr> <td>②オンライン面接</td> <td>7 件 (12 件)</td> </tr> <tr> <td>③電話等による応対</td> <td>4,699 件 (5,049 件) (うち電子メール 1,670 件 (1,828 件))</td> </tr> </table>	①対面型面接	39 件 (44 件)	②オンライン面接	7 件 (12 件)	③電話等による応対
①対面型面接	39 件 (44 件)					
②オンライン面接	7 件 (12 件)					
③電話等による応対	4,699 件 (5,049 件) (うち電子メール 1,670 件 (1,828 件))					
<p>「特許庁が達成すべき目標」について（2024 年度目標の達成状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 65% 以上」とすることが定められており、2025 年度ユーザー評価調査の結果は 75.3% でこれを達成した。 						
<p>I) 「品質テスト」の実施</p> <p>品質管理の基本原則の周知や審査実務に必要な知識の向上に役立てるべく、2023 年度より、全審査官を対象に全問正答を修了要件とする「品質テスト」（e ラーニング形式）を実施している。</p> <p>2025 年度は出題分野を拡大し、6 月と 12 月の 2 回に分けて実施。これまでに実施してきた「品質管理の原則」や「ユーザーコミュニケーション」、「商標審査基準」等に関する設問に加え、新たに「商品・役務分類」に関する設問を出題。例年同様、正答率が低かった問題については、更なる注意を促すことで、知識の定着と意識の浸透を図っている。</p>						

実績又 は現況	<p>J) 品質関連情報の収集・審査官への提供</p> <p>以下の品質関連情報を活用し、審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。</p> <p><審査に関する統計データ></p> <p>審査官ごとの即登録率や根拠条文ごとの拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを収集し、提供している。所属する審査室及び商標審査部門の統計データと比較することで、自らの審査の傾向を把握することを可能にしている。</p> <p><審判に関する統計データ></p> <p>審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、審査室に提供している。また、審決や異議決定等が出た際には、審査段階で担当した審査官に情報を共有することにより、審査官が自らの審査の現状・改善点を把握することを可能にしている。</p>
	<p>K) 注意喚起のための事例の共有</p> <p>審査官が行った処分等のうち、何らかの不備が生じた個別案件について、適時に注意喚起を行うべく、月に一度、前月分の情報を取りまとめ、審査官に周知している。また、2024 年 10 月より、過去に取りまとめた個別案件に関する情報（不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情）を一覧表に整理して、審査官に周知している。</p>
	<p>M) 商標審査に関する起案手引書の作成・整備</p> <p>起案書における記載漏れや記載内容のバラツキ等の改善を図り、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づき、統一感をもって作成できるよう、拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた「商標審査に関する起案手引書」（2025 年 3 月改訂）を作成し、審査官に周知している。</p>
	<p>N) 能力向上のための研修の実施</p> <p>①法律・審査基準に関する知識、②地理的表示（GI）や種苗等に関する知識、③国際化に対応する語学能力、④知的財産活用に関する知識等を習得する各種研修の受講機会が設けられている。また、自己研鑽に資するよう、e ラーニング教材も提供している。</p>
	<p>O) 商標審査実務に関する最近の動向の情報提供</p> <p>人事異動等により審査室に着任した者を対象に、商標審査実務に関する最新の動向や主な留意点についてまとめた資料を提供している。</p>
資料の 所在	<p>○人事評価ガイド「制度全般編」（内閣人事局・人事院）（上記 G 関連） https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/r0406_seido_zenpan.pdf</p>
	<p>○面接ガイドライン（上記 H 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/mensetu_guide_syohyo.html</p>
	<p>○DX 時代における商標審査官とのコミュニケーション（上記 H 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shohyo_communication.pdf</p>

評価項目⑦ 品質検証のための取組

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績又は現況	<p>評価項目⑥の冒頭に示すように、特許庁では、各年度の終わりに、翌年度に実施をするべき商標審査の品質管理の取組を計画して文書化し、庁内で共有している。また、計画した各取組について、上半期終了後にその実施状況を検証して課題を明らかにし、必要があれば取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果は翌年度の取組の策定に活用している。</p> <p>以下、2025 年度計画し、実施された商標審査の取組のうち、品質検証に関連する主な取組を示す。</p> <p>A) 品質監査</p> <p>品質監査では、法令・審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかなど、審査官による全審査プロセスが、品質管理官により検証される。詳細な手続きは、「商標審査に関する品質監査ガイドライン」として内部文書で定めている。</p> <p>品質監査は、調査・判断の妥当性や各通知内容の妥当性に関して評価し、幅広く課題を抽出することを目的として行う①登録査定に関する品質監査（登録案件品質監査）と、通知内容の妥当性等基礎的な項目に関して評価し、幅広く課題を抽出することを目的として行う②拒絶理由通知及び拒絶査定に関する品質監査（拒絶案件品質監査）の 2 種類で実施し、対象案件は、合計 1,200 件とし、無作為に抽出して分析している。なお、監査対象案件の抽出条件の詳細な設定機能を有する新システムの稼働により、ペーパーレスによる効率的な品質監査を実施している。</p> <p>品質監査の結果は、対象案件の決裁をした審査長等の管理職及び担当審査官にフィードバックし、管理職は当該結果を審査官の指導等、審査の質の向上に活用している。</p> <p>品質監査の結果について、データ集計・分析を行い、その内容を報告書としてまとめ、審査室に周知している。</p> <p>B) 審査官向けアンケート</p> <p>審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査し、課題を分析・抽出することを目的として、昨年度に引き続き、審査官向けアンケート調査を実施。ユーザー評価調査の評価を踏まえ、審査官側の認識（自己評価）との乖離等の分析から得られる審査の質に関する特筆すべき課題を抽出し、対策の検討を行った。</p> <p>C) ユーザー評価調査</p> <p>審査の質の現状や審査の質に対するユーザーからのニーズを把握し、施策・取組を改善することを目的として、ユーザー評価調査を実施している。調査で寄せられた個別案件の審査の質に対する評価や意見は商標課品質管理班及び各審査室における分析の材料とするとともに、担当官へのフィードバックが可とされた案件については各審査室の管理職から適宜審査官へフィードバックし、審査の質の検証と改善のための材料としている。</p> <p>2025 年度は、4~6 月に 2024 年度の商標審査に関する調査を実施し、回答率は 79.5% であった（調査対象 420 者中 334 者）。調査対象者は、2023 年度における、①筆頭出願人（内国出願人）としての商標登録出願件数上位 360 者、②中小企業の商標登録出願件数上位者より抽出した 20 者、③筆頭出願人（外国出願人）としての商標登録出願件数上位 40 者の計 420 者。</p>

商標審査全体の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の割合が 94.3%（昨年度 94.0%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価割合）が 54.8%（同 52.5%）となった。

9 月に、調査結果報告書を外部公表するとともに、審査の質の維持・向上に資するため、「識別性の判断」、「審判決との均質性」及び「審査官間の判断の均質性」等を重点的に取り組むべき項目（重点項目）と設定し、審査部門内で情報共有をした。

また、重点項目に対する不満回答者へのフォローアップ調査として、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取することを目的とした意見交換を実施することで、審査の質の現状や審査の質に対するニーズの把握を深めるとともに、フォローアップ調査の結果を踏まえた有効な対応策の検討を行っている。

D) ユーザー等との意見交換

ユーザーニーズの把握及び課題抽出を目的として、商標課・商標審査部門において、各企業や業界団体等のユーザーとの意見交換を行っている。意見交換の結果は、商標部門内のインターネットに掲載し、広く情報共有を行っている。

前年度に引き続き、商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、意見交換の促進を図り、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行っている。

* 2025 年度内に実施が予定されている業界団体等との意見交換（2025 年 12 月末時点）

94 件 内訳 業界団体：18 団体、民間企業・事務所：52 社、組合・商工会等：24 団体
(昨年同期)

92 件 内訳 業界団体：33 団体、民間企業・事務所：38 社、組合・商工会等：21 団体

E) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付

電話・電子メール・ユーザー評価調査等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施している（日本語は 2014 年 11 月、英語は 2017 年 2 月から）。

ユーザーから寄せられた意見は、商標課品質管理班が適切に管理するとともに、審査の質の向上に資するため、意見内容を分析して品質向上のための取組に反映している。

意見提出者の同意が得られた場合は、審査室にフィードバックし、同様の事例の発生の防止に努めている。

F) 審判決との判断相違の要因分析

拒絶査定不服審判において審査と審判で判断が異なった案件について、審判部からのフィードバック情報をもとに、審査と審判における判断相違の要因等についての分析を行っており、2025 年 4 月～12 月には 308 件（昨年同期実績 287 件）の要因分析を実施した。

また、審査及び審判の更なる質の向上を図るため、審査及び審判部門との意見交換を実施し、両部門で議論すべき案件として選定された確認案件についての議論を行っているほか、審査及び審判の実務における留意事項及び処理方針の確認等を行っている。意見交換の結果については、審査部内にも広く情報共有をしている。

G) 商標登録異議申立て取り消された案件に関する分析

異議申立てによって取消決定がなされた案件について、審決の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、その分析結果について審査部内で情報共有を図っている。

2025 年度は、2024 年度に異議申立てによって取消決定がなされた 20 件について要因分析を実施した（昨年度：41 件）。

H) 注意喚起のための事例の共有

審査官が行った処分等のうち、何らかの不備が生じた個別案件について、適時に注意喚起を行うべく、

	月に一度、前月分の情報を取りまとめ、審査官に周知している。また、2024 年 10 月より、過去に取りまとめた個別案件に関する情報を一覧表に整理して、審査官に周知している。
資料の所在	○審査の質についてのユーザー評価調査報告書（上記 C 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html ○審査の質の向上のための御意見受付（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitsu/hinshitsu-iken.html

評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績又は現況	<p>(分析方法)</p> <p>商標審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知書等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査（協議）→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれ課題を抽出している。</p>
	<p>(特許庁内部での評価に基づく分析)</p> <p>A) 決裁を通じた分析（継続）</p> <p>評価項目⑥の A の取組に関連し、商標課品質管理班は、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報を収集し、課題の抽出のための分析を行っている。</p> <p>[分析から抽出された課題]</p> <p>決裁の際の審査官への指摘事項の内容としては、形式面に関するもののはか、法令や審査基準等に反するものではないが、過去の審査例等との関係における判断の均質性の担保や意見書等における主張の把握、拒絶査定における適切な応答について疑義があるもの等があった。</p> <p>「決裁ガイドライン」に基づく効率的・均質的な決裁が徹底されるよう周知を行うとともに、決裁時において、起案内容に疑義がある場合には、決裁者が審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差戻して再起案させるとともに、改善に向けた指導を行う必要がある。</p> <p>B) 品質監査を通じた分析</p> <p>評価項目⑦の A の取組に関連し、品質監査により得られたデータの分析、及び、品質監査における指摘事項に関して、内容を詳細に確認し、内容ごとに類型化を行い、指摘が多い事項等を明らかにするなど</p>

実績又 は現況	<p>の分析を実施している。分析の実施により、現状の把握、及び、改善すべき点の顕在化を図り、今後の改善策を検討している。</p>
	<p>[分析から抽出された課題]</p> <p>拒絶案件の品質監査結果の分析より、商標審査の信頼性を高めるため、根拠のある適切な証拠を基に、論理的な文章構成による納得度の高い起案作成を行うことが重要であるとの課題が抽出された。</p> <p>審査官が「商標審査基準」、「商標審査便覧」等に対する理解を深め、その整理に従って丁寧に判断することを意識し、決裁者も「決裁ガイドライン」等の整理に従い決裁を進めることで十分に解消が見込まれる事項であることが確認できたため、審査部全体で分析結果の周知・共有を徹底していく必要がある。</p>
	<p>C) 審判決との判断相違の要因分析</p> <p>評価項目⑦の F 及び G の取組に関連し、審査段階で登録査定の判断をした案件及び拒絶査定の判断をした案件について、双方向かつ多角的な観点から、審査と審判で判断が異なった要因等を把握するため、拒絶査定不服審判において審査と審判で判断が異なった案件を中心に、審判決との判断相違の統計調査や分野ごとの傾向の分析を行っている。また、前年度に異議申立によって取消決定がなされた案件に関する要因分析を行い、報告書を作成している。</p> <p>2025 年度においては、商標課品質管理班において、商標の識別性の判断に関連した拒絶理由のうち、商標法第 3 条第 1 項第 3 号に関連した審判決との判断相違について重点的に分析を実施した。</p>
	<p>[分析から抽出された課題]</p> <p>重点的に分析を行った商標法第 3 条第 1 項第 3 号に係る識別性の判断については、判断の根拠となる証拠に対する事実認定や、本願商標より生ずる意味合いや使用例から導き出される需要者の認識について、審査と審判とで判断が相違していると考えられるものがみられたため、引き続き、これらについて審査時及び決裁時に重点的に確認を行う等の運用を徹底していく必要がある。</p>
	<p>(特許庁外部での評価に基づく分析)</p> <p>D) ユーザー評価調査を通じた分析</p> <p>評価項目⑦の C の取組に関連し、ユーザー評価調査結果の分析では、回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析している。特に、改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求め、評価と相関係数の散布図を使用して、相対的に評価が低い観点や相関係数が高い観点を抽出して分析している。また、個別の案件に対する不満等は庁内で分析するとともに、回答者の合意が得られた場合は担当審査官にフィードバックし、審査の質の向上に役立てている。</p>
	<p>[分析から抽出された課題]</p> <p>2025 年度におけるユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果から、前年度に引き続き、「識別性の判断」、「審判決との均質性」及び「審査官間の判断の均質性」を重点的に取り組むべき課題とした。</p>
	<p>E) ユーザー等との意見交換・ホームページを通じた意見聴取を通じた分析</p> <p>評価項目⑦の D 及び E の取組に関連し、ユーザー等との意見交換を通じて提出された意見を集約し、審査基準等の各種指針との整合性の観点から、意見の妥当性の分析を行っている。</p>

引き続き、定期的にユーザー団体及び個別企業等と意見交換することにより、商標政策の現状と今後の取組について、ユーザーへの周知に努めるとともに、ユーザーニーズ及び現状の審査運用における課題を把握し、今後の審査運用の改善につなげる必要がある。

評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績又は現況	(①～②の改善状況) 品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、必要な更新を行い、品質ポリシー及び品質マニュアルとともに適切な管理を継続した。
	(③の改善状況) <ユーザーへの周知状況> ・企業との意見交換等の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている。 <職員に対する周知状況> ・「品質ポリシー」「品質マニュアル」等を含む品質管理に関する方針・手続について、庁内イントラネットを通じて審査官が隨時参照可能な状態を維持した。
	<職員向けの研修の実施状況> ・質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。
実績又は現況	(④の改善状況) <審査実施体制の強化> ・審査実施体制の整備・強化を図るために、2025 年度は、11 名の恒常審査官補と、2 名の任期付審査官補を採用するとともに、民間調査者の活用、機械化や審査業務に集中できる環境整備等によって引き続き効率化を図っている。 ・審査官補の効率的かつ着実な育成が可能となるよう、審査官補数に合わせた指導体制の見直し等を行うとともに、13 名の新規入庁者に対して、既存の研修を通じて習得した審査に関する基礎知識の定着と審査実務遂行上の基本的知識の習得を目的とした研修を企画・実施した。 企業等の現場を体験し、産業界の実態やニーズを把握することにより審査官としての資質の向上を図ることを目的とし、2025 年 12 月末までに民間企業 5 社への短期派遣研修を実施した。
実績又は現況	<商標審査業務の効率化> ・前年度に引き続き、拒絶理由の該当性（商標法 3 条、4 条等）を民間調査者に調査させる「商標の拒絶理由横断調査事業」を実施している。本事業で作成された調査報告書はフィードバックにより改善を重ねつつ、商標審査に活用することで、審査業務の効率化を図っている。 ・AI 技術を用いた審査業務効率化・審査官の判断の均質性の確保のための取組として、2025 年度は主にマドプロ出願を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務への AI 技術の適用可能性を検証する実証的研究事業を実施している。
実績又は現況	(⑤の改善状況) <品質管理体制の強化>

・商標課においては、品質関連施策の企画・立案を一元的に行う部署として、2016 年 4 月より品質管理班が設置されている。品質管理体制のさらなる充実化のため、2025 年度より、職員 1 名と商標に関して高度な知見を有する調査員 1 名を増員し、職員 3 名・調査員 3 名の計 6 名体制で業務を行っている。品質管理の組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの役割を明確に分離したことにより、より効率的・効果的に品質管理を行うことができる組織体制・人員配置を確立している。

評価項目⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績又は現況	<p>(⑥の改善状況)</p> <p>昨年度と同様の取組を継続して実施したほか、以下の各項目で改善を行った。</p> <p><AI 技術を用いた審査業務効率化等></p> <ul style="list-style-type: none"> AI 技術を用いた審査業務効率化・審査官の判断の均質性の確保のための取組として、2025 年度は主に国際商標登録出願（以下、「マドプロ出願」という。）を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務への AI 技術の適用可能性を検証する実証的研究事業を実施している。 <p><面接・電話応対に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> 明確化した運用や面接ガイドライン等のコミュニケーション関連資料の再確認を目的として、2025 年 6 月に実施した「第 1 回品質テスト」（e ラーニング形式）において、「ユーザーコミュニケーション」に関する設問を出題。昨年の正答率等を踏まえ出題内容を精査し、全問正答を修了要件として電話や面接時における適切な応対に関する審査官への知識定着と意識浸透を図るとともに、問題の出題元を明確に記載することで資料の参照を促した。 ユーザーからの面接の依頼を原則 1 回は受諾し、2025 年 4 月～12 月の面接の実施件数は 46 件（うちオンライン面接 7 件）（昨年同期 56 件の面接（うちオンライン面接 12 件））、電話等の対応は 4,699 件（昨年同期 5,049 件）であった。 <p>(⑦・⑧の改善状況)</p> <p>昨年度と同様に以下の取組を行った。</p> <p><ユーザー評価調査に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザー評価調査の回答を踏まえ、特に重点的に取り組むべき項目等に対する不満回答者との意見交換会を通じた審査の質の現状及び審査の質に対するニーズや課題の把握を行っている。 また、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対する不満層を中心とした電話でのヒアリング形式でのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取した。

評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信

評価項目名	III. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
評価の目的及び観点	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。

実績又は現況	<p>(国内への情報発信、協力関係)</p> <p>A) 会合・ホームページにおける情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明するとともに、小委員会で使用した資料、これまでの調査研究で得られた結果等を特許庁ホームページを通じて公表することで、情報発信を行っている。 <p>B) 意見交換会による情報発信及び協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 各企業／業界団体等と商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室との意見交換会を例年行っている。意見交換会では、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行い、審査の質向上に関する取組について情報発信を行っている。また、審査の質に関して具体的に意見交換するとともに、出願人・代理人等と問題意識を共有している。 <p>* 2025 年度内に実施が予定されている業界団体等との意見交換（2025 年 12 月末時点）</p> <p>94 件 内訳 業界団体：18 団体、民間企業・事務所：52 社、組合・商工会等：24 団体 (昨年同期)</p> <p>92 件 内訳 業界団体：33 団体、民間企業・事務所：38 社、組合・商工会等：21 団体</p>
	<p>(国外への情報発信、協力関係)</p> <p>C) 国際会合等における情報発信</p> <p>国際会合等に出席し、JPO の品質管理システムについて情報発信することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。2025 年度は、以下の国際会合等において、品質管理の取組を含む日本の商標政策の最新動向の説明等を行う予定。</p> <p><出席した・出席予定の国際会合等></p> <ul style="list-style-type: none"> 第 20 回日韓商標専門家会合（2025 年 7 月・オンライン） 第 14 回日 EU 商標専門家会合（2026 年 3 月予定・スペイン） <p>D) 国際審査協力を通じた情報発信</p> <p>海外（特に ASEAN 諸国を中心とする新興国）の知的財産庁の職員（主に審査官や品質管理担当者）に対して、受入研修等を利用して、JPO の品質管理システムを紹介することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。2025 年度は以下の海外の知的財産庁職員を対象とした受入研修等において、JPO における品質管理等に関する講義等を実施する予定。</p> <p><実施予定の受入研修等></p> <p>JICA KCCP 研修（受入研修、2026 年 1 月実施予定） 商標実体審査コース（受入研修、2026 年 2 月実施予定）</p>

実績又 は現況	<p>E) ユーザーへの情報発信</p> <p>セミナーや意見交換会等において海外の知財関係者向けに、審査の質向上に関する施策・取組等を紹介している。2025 年度は以下の意見交換会等において、品質管理の取組を含む日本の商標政策の最新動向の説明等を行った。</p> <p><実施した意見交換会等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国知的財産権法協会との意見交換（2025 年 4 月・日本） ・国際商標協会(INTA)年次総会ユーザーセッション（2025 年 5 月・米国） ・第 7 回日中商標制度シンポジウム（2025 年 6 月・中国） ・第 15 回中国国際商標・ブランドフェスティバル（2025 年 9 月・中国） ・第 13 回商標 5 庁 (TM5) 年次会合ユーザーセッション（2025 年 10 月・米国）
	<p>F) 海外の特許庁との協力を通じた情報発信</p> <p>JPO の品質管理システムについて情報発信することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。</p> <p><商標五庁 (TM5) ></p> <p>日米欧中韓の商標五庁 (TM5 : JPO, CNIPA, EUIPO, MOIP (旧称 KIPO), USPTO) 間において、互いの品質管理も含む情報及び意見を交換する等、継続的な協力関係を構築している。なお TM5 会合としては、2012 年に第 1 回会合を開催しているが、USPTO 及び EUIPO とは、2001 年から商標三極として会合を開催しており、長年の協力関係を構築している。</p> <p><韓国></p> <p>MOIP (旧称 KIPO) との間においては、互いの商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、専門家同士が情報共有・意見交換を行う会合を、2001 年から実施し、互いの品質管理の施策や取組等についても情報交換を行っている。</p> <p><中国></p> <p>CNIPA との間においては、互いの商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、専門家同士が情報共有・意見交換を行う会合を、2019 年から継続して実施している。互いの品質管理の施策や取組等についても情報交換を行っている。</p> <p><欧州></p> <p>EUIPO との間においては、互いの商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、専門家同士が情報共有・意見交換を行う会合を、2016 年から継続して実施している。互いの品質管理の施策や取組等についても情報交換を行っている。</p> <p>・INTA</p> <p>INTA との間においては、2007 年から継続して INTA 年次総会へ参加する等の協力関係を構築している。2009 年以降、本総会に「JPO ブース」を出展し、日本の商標制度や JPO の政策等の紹介を実施してきた。また、INTA は、2010 年以降、商標三極・TM5 にユーザーとして参画しており、本枠組みを活用した情報収集・発信等に関して、定期的に意見交換を行っている。</p>